

第5回佐用町議会〔定例〕会議録（第2日）

平成18年3月6日（月曜日）

出席議員 (51名)	1番	高見誠規	2番	笹田鈴香
	3番	井口春美	4番	小松博之
	5番	吉井秀美	6番	木村愼吾
	7番	青木宏	8番	井上洋文
	9番	福本利基	10番	高木照雄
	11番	岡本安夫	12番	矢内作夫
	13番	広畑寛	14番	石黒永剛
	15番	森本和生	16番	川田真悟
	17番	片山武憲		
	19番	岡本義次	20番	反橋護
	21番	山本幹雄	22番	山田敏雄
	23番	大下吉三郎	24番	坂本順子
	25番	山田弘治	26番	竹内茂吉
	27番	石原俊一	28番	鍋島裕文
	29番	廣瀬武志	30番	大下東一
	31番	西岡正	32番	山本重夫
	33番	森本和昭	34番	西田政幸
	35番	目黒有博	36番	森崎龍二
	37番	西尾誠	38番	巴忠重
			40番	中尾正俊
	41番	敏森正勝	42番	山田勇
	43番	新田俊一	44番	幸田孝美
	45番	植戸勝治	46番	金谷英志
	47番	松尾文雄	48番	西本俊秀
	49番	廣瀬福市	50番	笠間満
	51番	大久保宏務		
	53番	猪口久雄	54番	梶原義正

欠席議員 (3名)	18番	中井恒治	39番	塩崎幸夫
	52番	新田新一		
遅刻議員 (2名)	40番	中尾正俊		
	47番	松尾文雄		
早退議員 (0名)				
事務局出席	事務局長	岡本一良	事務副局長	谷村忠則
職員職氏名	書記	坂上晴幸		
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町長	庵途典章	教育長	衣笠孝
	天文台長	黒田武彦	総務課長	小林隆俊
	財政課長	小河正文	まちづくり課長	南上透
	生涯学習課長	岸井春乗	出納室長	小笹和則
	税務課長	大橋正毅	住民課長	山口良一
	健康課長	達見一夫	福祉課長	内山導男
	スポーツ振興課長	井村均	農林振興課長	大久保八郎
	建設課長	野村正明	住宅管理課長	田村章憲
	地籍調査課長	清水好一	商工観光課長	芳原廣史
	農業共済課長	城内哲久	下水道課長	寺本康二
	水道課長	西田建一	クリーンセンター所長	森脇正洋
	教育委員会総務課長	山口清	教育委員会教育推進課長	芳原清和
	消防長	加藤隆久	上月支所長	金谷幹夫
	南光支所長	森崎文和	三日月支所長	飯田敏晴
天文台公園課長	杉本幸六			
欠席者 (0名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

議長（梶原義正君） 本日、1 名の傍聴の申込みがありましたので、これを許可いたしております。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただくようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

3 名の方から欠席届が出ております。あと、1, 2 名ちょっと遅れるんじゃないかと思えますけども、届けが出ておりませんので。

日程第 1 . 一般質問

議長（梶原義正君） 日程第 1 は、一般質問であります。25 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名いたします。なお、この際、お願いを申し上げておきますが、いつもお願いしておりますように、大勢の方が質問されますので、議会の権威の上から言いましても、あるいは公平性から言っても、時間は厳守していただきますように、特にひとつよろしく願いをしておきたいと思えます。

それでは、まず、41 番、敏森正勝君。発言願います。

〔敏森君「はい」と呼ぶ〕

〔岡本君「議長、ちょっとすみません」と呼ぶ〕

19 番（岡本義次君） 欠席届、3 名出ておるって聞きましたけどね、無届の人とかそういうのは、どういう理由かいうんか、そこら辺はつきりしてもらわんと、われわれ議会の権威が失墜しますよ。いっつもこんなことだったら。

議長（梶原義正君） あの、無届というのは欠席ではないと思えます。ちょっと遅れとんだらうと思うんです。あの、欠席届が出ているのは 3 名です。

〔高見君「名前はちょっと言うてください。誰々」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 名前ですか。塩崎幸夫君、中井恒治君、新田新一君。この以上の 3 名です。はい、どうぞ。

〔敏森君 登壇〕

41 番（敏森正勝君） おはようございます。41 番議席の敏森でございます。

高齢化農業による担い手不足の深刻化について、関連項目を含め質問します。

世界貿易機関WTO農業交渉によって、日本の農政改革が進められようとしているのは御存じのとおりであります。昨年は新たな食料農業農村基本計画が、昨年3月に閣議決定され、農政改革の動きが活発化する1年でありました。いよいよ今年は農政改革の節目に当たり、来年から農政転換がすべて行われるとは思いませんが、2007年産からの品目横断的な経営安定対策も導入に向け、農林水産省は昨年10月末に「経営所得安定対策等大綱」をまとめましたが、昨年の水稲の全国の作況指数が101となり、農作分の米を市場隔離する集荷円滑化対策が初めて発動されたものの、米価低迷が続いているのが現状であります。特に、経営安定対策として担い手に政府は絞り込むとなっており、高齢化による担い手不足が最大のポイントになっております。佐用町は8割から9割が農業人口であり、高齢化による小規模兼業農家がほとんどで、地域ぐるみで担い手を目指す方法しかないと思いますが、当地域ではまだまだ深刻に思っていないのが現状ではないでしょうか。町長は今後の地域農業のあり方と高齢化による担い手不足をどのようにお考えか伺います。

そこで、政策を担い手に限定すれば、対象外になる集落があり、農業の崩壊とならないか。あるいはまた、集落営農は20ヘクタール以上が基本原則ですが、20ヘクタール以下の場合はどうなるのか。そして、集落営農を作る支援策はあるのかどうか。それらを主体にお聞きしたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。答弁を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） おはようございます。25名という皆さんからたくさんの御質問をいただいております。私なりにいろいろと勉強しながら答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初に、敏森議員からのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

佐用町は中山間地域でございまして、高齢者率も高く、全国的な傾向と同様に、農家数と農業就業者数はともに減少傾向にあり、農業後継者不足が顕著で、将来的には農業維持をすることは大変厳しい状況になってきております。これからは、農業生産組織の育成や認定、農業者の育成により経営規模の拡大や農作業の集団化などによる地域農業生産体制の整備が大きな課題になっているというふうに思っております。このような状況の中におきましても、近年集落営農による東徳久地区農事組合法人や家内、小赤松、大酒集落が協力して集落営農組織及び認定業者が農業の担い手として活躍をされている事例も出てきてございます。国においては、16年度から3箇年の産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策等を講じてきておりますが、19年度からこれらの対策を見直し、米政策改革推進のための国の支援策の大枠が決定をされたところでございます。これからこの政策につきまして、県普及センター、農協及び農業者の方々と十分協議をして、理解を得ていく必要があるというふうに考えております。

1点目の担い手対象外集落の農業の崩壊にならないかとの御質問でございますが、品目横断経営安定化対策は、米、麦、大豆の価格変動による収入源を補う交付金制度で、交付の対象となる担い手の条件は厳しいものとなっております。今年度の課題といたしまして、国の政策の対象となりえる担い手の育成に取り組むことが重要であると

いうふうに考えております。

次に、集落営農の面積についてでございますが、品目横断的経営安定化対策の対象となる面積の要件は、認定農業者で経営規模が400ヘクタール以上と、集落営農組織は経営規模が20ヘクタール以上となっておりますが、佐用町は中山間地であるため特例基準による面積緩和措置が取られるようになるというふうに聞いております。

次に、集落営農を作る支援策でございますが、集落営農組織は面積要件に加えて、経理の一元化、農用地の利用集積、法人化等の一定の要件を満たさなければなりません。農協や普及センターと連携をとりながら、地域担い手育成総合支援協議会を組織して推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔敏森君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、41番。

41番（敏森正勝君） はい。農水省の経営局長が言っておりますけれど、高齢化で10年後の農家数は今よりも4割近く減る。見えるのは、日本中の農地が草ぼうぼうで、耕作放棄地ばかりだという姿だということを言っております。しかし、担い手だけで農業農村が守れないということは言うまでもないし、兼業農業者の理解をどう得ていくか。これには現実論として大変な努力が必要だと思うし、過疎化対策とも一体的に進めて理解を得なければならないと思います。

また、農地は作業がしやすい場所ばかりでなく、地域格差があり、中山間地においてはどう取組んでいくのかといった問題もあります。机上計算だけでなく、それぞれの地域、現場に応じて取組みを考えるべきで、担い手に限らず、2、3の農家が一体となって、基準面積以下であっても耕作放棄地をなくせば良いという方法でもないものかと思っております。政府が決めている農政改革をこの佐用町に当てはめることは無理な点が多いかも知れない。特に、中山間地における制度改革は他集落からの担い手としての作業委託も無理なことであります。この制度の波に乗れない集落はどうすれば良いか。現実問題としてあり得ると思うけれども、町としての考えはどうでしょうか。簡単をお願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵谷典章君） はい。非常にこの度の米政策大綱、この私たち佐用町の地域にはなかなか合わない制度になってきております。そういう中で地域に合った形の支援策を、やはり町が町としてですね、考えていかなきゃいけないというふうにも思いますけれども、今、じゃあどういうふうにですね、それを具体的にしていくかということについては、今後地域の皆さんとも、また農協や普及センターとも協議しながらですね、考えていかなければならないと思っております。今までもですね、当然、もうほとんどの場合が兼業農家であります。この兼業農家の中でこれまで農地が守られてきているわけで、そういう中でいろいろな特産物品を開発したり、特徴のあるですね、農作物を生産をしていくというようなこともですね、これまで取組んできております。そういう面もですね、今後地域の中でこれまで以上に取組んでいく必要があるんではないかというふうにも思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。

41 番（敏森正勝君） 農協あるいは普及センターと協議の上、ひとつよろしくお願
いしたいと思いますが、食料難の時に生き抜いてきた人は米作りに魅力があると思
い、自分で栽培することにこだわる傾向があります。また、地域によっては棚田、ある
いは中山間地で水張り面積よりも傾斜が高く、草刈り面積が多い田等が非常にあり
うことですが、こういった田につきましても担い手に依頼することは非常に
難しい。それでは、その地域の地主しか見込みがないということになるのではない
かなというふうにも思います。政府が言っております農政転換をしなかった場合、減
反はもちろんのこと、奨励金もなくなり、農業に魅力がなく、自分の家庭の消費分
のみ栽培となり、他人に迷惑かけても仕方ないというふうになりはしないかとい
うことがございますが、そういった条件の時にはどうするのかということをお聞
きたいなと思っております。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 非常に難しい問題で、なかなか個人のそのいわゆる地主
だけではですね、対応が出来ない。また、集落営農と言ってもですね、集落全
体で取り組むだけの組織も出来るような状況ではないとまあいう中で、まああの、
今出来ることはやはり高齢者の皆さんも精一杯ですね、これまでの自分たちの
土地、先祖から受継いできた農地というものを守っていくという思い、そうい
うものを精一杯頑張っていて、町としてそれに対して少しでも支援をしてい
くようなね、考え方しかないかなというふうに思いますけども、なかなかこの
減反奨励金というようなものもですね、なくなった中で、それぞれの農業者
におかれても、そういう担い手なり、また営農組織に依頼して、お金を払っ
て維持していくというだけでも出来ないということになってしまいます。この
点については、やはり農業というだけの面で捉えて対応していくのは、私
は今後非常に難しい時代になってきたなという感じがします。というのは、
ひとつは森林がですね、森林の材木の生産という面だけではもう捉えられ
なくなってきたというのが、もう既にまあそういうような状況がもう以前
から出てきたわけですね。農業においてもそういうふうなですね、状況があ
るんですけども。しかしまあ、今の国の政策そのものがですね、やはりも
っと転換していただかないと、この日本のこの農業というのは、大部分
がもう崩壊してしまうような危険もあるというふうに思います。今、食料
自給率がですね、40パーセントを切るというような、世界でももうこ
ういう国はないわけですね。そういう意味で、今後国としてもその国の
安全を考える上でもですね、農業についてやはりこの生産自給率、農
業の食料の自給率を上げるというね、ある程度コストをかけてでも上
げるということもやっぱり考えていかないとかなというふうに思
いますけども。今、私がどうのこうのって、どうい
うことが出来るという状態ではございません。

〔敏森君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、敏森君。

41 番（敏森正勝君） 先ほど、20ヘクタール以上の話をさしてもらったわけですが、それにつきましては佐用町全域に中山間地という状況の中で、特例の中に含まれるんじゃないかなというふうに思っております。その特例なんです、佐用町全域が当てはまるということにつきましては、非常にありがたいなというふうに思っておりますが、その中でも特例の一番の最低の面積よりもまだ低いところがあるんじゃないかなというふうにも思うわけですが、そういったところについてはどうでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、特例ではですね、約11ヘクタールぐらいになるんじゃないかというふうに担当者の方から聞いてるんですけども、まだ決定ではございません。しかし、11ヘクタールというのもですね、なかなかそれだけ集積が出来るところというのも限られているというふうに思います。だからまあ、そこから外れたところをですね、今後どうするか。ただ、町として国のそういう支援が受けられないところを町がすべてカバーしていくということが、これもひとつ大きな財政的な負担が考えられるわけですね。ですから、それについてどうしても努力しても出来ないところをね、じゃあ放っとくのかと言われてしまうことになりますので、先ほど言いましたように、じゃあそういうところをどれだけ町としてカバー出来るのかということ、今後検討していかなくちゃいけないなというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、敏森君。

41 番（敏森正勝君） 集落営農で11ヘクタールが最少限度の面積だというような状況でございますが、担い手の考え方にしますと、だいたい2.6が最低ではないかなというふうに思っております。その2.6なんです、集落営農が出来ないところについては、担い手農家に任せるという状況で考えていきたいなというふうには思うわけなんですけれども、それだけではなくて佐用町は非常にこう野生動物が多くて、駆除対策も土地利用型農業の最大の敵ではないかなというふうにも思っております。高齢化が進むにつれて難敵が非常に多くて、将来の農業の魅力はどこにあるのかなというふうにも思うわけですが、高齢化ということ自体がその地域の難敵であるというふうにも思いますし、そこら辺の点から言いましても、これから先将来的に非常にこう難しい状況ではないかなというふうに思います。集落の中でもやり方によってはどういうふうになるのかなというふうに思うわけですが、その集落、集落によっては違うわけなんですけれども。ちょっとこういうことが去年の12月の14日の農業共済新聞に載っていたわけですが、「周辺の地域では担い手がないまま放置される耕作地が増えるばかりだが、後継者がいなくても土地を貸したり売ったりするのは嫌いだという農家が相変わらず多い。しかし、自分の子どもが後継者にならないなら、だれかほかに後継者を見つければ良いではないかと。それは当たり前のことかも知れない。先祖代々の土地という感覚は分かるが、だからと言って血縁者でなければ跡を託せないと考えるのは最良にすぎないかと。伝統を守る皇室でさえ後継者の確保のために革新を図ろうとする時代であります。日本の土地は国民全体の財産であり、少なくとも後継者のいない農地に関しては何らかの形でそれらを多くの人々が共有する方法を考えなければならぬ時期にさしかかっているように思える」というふう書いてあります。こ

これは、そのまま佐用町に当てはまるのではないかと思いますし、これから先将来的な農業のあり方を考えるには、やはり役場とか普及センター、そして農協が一体となって三者三様の考えでなくって、協同共通の精神の下、努力をし、農家のために1日も早く意識改革が出来るよう集落の座談会をもって対策を考えていただきたいというふうにも思います。その中でも行政あるいはJA職員に心がけていただければいけないようなことがあると思いますが、仕掛ける人がその人なりにストーリーを描くことが一番大事ではないかなと。いつまでに何をやるかという目標を掲げるということも大事ではないかなというふうにも思います。今後行政として何らかの方法でこういう座談会をもっていただいて進めていただきたいというふうにも思います。

以上、これで終わりたいと思いますが、意見がありましたらお願いしたいと思いません。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。あの、たくさんですね、広い佐用町内集落がありまして、その集落、集落で非常に状況も事情も違う場合もございます。ただそういう問題をですね、個人では、1人では解決が出来ない、また、個人では解決が出来ないことをこれまでもみんなで協力してやってきたという歴史、これがまあ社会だというふうにも思いますし、集落だと思えます。そういう中で、今回新佐用町になりましてですね、地域づくりをみんな協働でやっていこうという、これはあの、協働のまちづくりという意味は、行政と集落というだけではなくて、集落内においてもですね、皆さんそれぞれがやっぱり協力をした、このいろんな問題に対応していこうと。で、いろんな問題について話し合っ、それに解決に向けてですね、それに対して行政の必要なことは行政の支援をしていこうということでございます。そういうことで、この土地を守り、この地域の、集落の内の農地の経営についてもですね、非常に大きな、一人ひとり、個人個人の問題でもあり、集落の問題でもあり、町の問題でもございます。今後のこの協働のまちづくりの中で地域のまちづくり協議会というものを設置してですね、いろんな方がやはり一緒に話し合っていく場を作るわけです。そういう中でですね、農業経営者なりだけではなくてですね、農家だけではなくて、やっぱり集落全体としてもこの問題と一緒に考えていき、そして具体的には農業については、先ほど言われたようにやはりどこから来てもらってどうのこうの、その農業が出来るわけではないんで、やっぱり集落内でだれかがやはりこれを受け継いでいくと、先ほど言われたように個人の土地を、その財産をね、処分するという話ではなくって、経営またその管理についてどうするかという問題ですから、そういう問題をやはりお互いに話し合った中でですね、みんなで協力して管理またその農業経営が出来るようにですね、運営が出来るように考えていかなきゃいけないというふうにも思っております。

議長（梶原義正君） 以上で敏森正勝君の質問は終わりました。続いて、43番、新田俊一君。

その前にちょっとあの報告しておきますが、今あの、敏森君の質問の最中でありましたので報告しませんでした。松尾議員から遅刻の届が届いておりますのでお知らせしておきます。

はい、新田俊一君。

〔新田君 登壇〕

43 番（新田俊一君） おはようございます。43 番、新田でございます。2 点、お伺いしたいと思います。

旧三日月町の関係集落との協定書が結ばれたとお聞きしておりますが、その内容についてお尋ねをいたします。また、今後において関係集落と環境保全や周辺整備について説明会や話合いがもたれるのかどうか。にしま環境事務組合で枠組の協定がされていたのですが、途中において枠組から離脱の話が出ていましたが、町長は 1 月の会議中で関係町からの最初に設立した 11 町協の枠組からの脱退はないということを確認したと報告されていましたが、そのように受け止めてよいのか、町長の所見をお伺いします。

ちょっと追伸になりますが、6 集落の協定書につきましては先だっただきましたので、その説明の内容は結構でございます。

2 番目ですけども、河川、用排水路及び道路についてお伺いします。佐用町内一円を視察してきましたが、先の台風による被害がまだ各所に残っておりますが、今後も復旧されるのか、また、小河川、用排水路については、まだ多くの未整備箇所があるが、整備をされる計画があるのかどうか。道路においても狭い道が多く、有事の際に支障はないのか。改善の計画はあるのか。農道においても農機の大型化に伴い、進入出来ない田畑が多く見られるが、今後の整備される計画はあるのかどうか。町長の所見をお伺いいたします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） 議長。それでは、新田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

循環型拠点施設につきましてはの関係 6 集落との協定につきましては、先般協定書を配付をさせていただきました、その内容でございます。今後ですね、やはり事業のこの進捗に伴いまして、また関係集落に対しましては、当然説明また協議をしていかなければならないというふうに思っております。必要に応じて適時また開催をさせていただきたいというふうに考えております。また、この事業の枠組につきましては、先般もいろいろと説明させていただきましたけれども、市町村合併に伴う問題もございましたけれども、種種検討協議の結果、元の 11 町の枠組で当初建設をしていくということで確認をさせていただいております。

次に、河川用水路等、道路についてのご質問でございます。一昨年の台風被害につきましては、まだ私たちの記憶に生々しいものがございます。地元自治会からの詳細な被害状況を受けて、県はもとより各関係機関のご協力を得て、建設課におきましては 17 年度旧 4 町の対応分並びに合併後の新町対応分と合わせまして、補助事業、単独事業で合計 252 件中 239 件、約 95 パーセントの完了実績をみております。今後におきましては、漏れ落ち等の把握に自治会との情報連携を密にしていきたいというふうに考えております。

次に、未整備の小河川並びに狭小な道路の改良計画についてでございますけれども、地元自治会の要望、いろいろと出ておりますけれども、この要望を取りまとめ、改良の必要箇所を把握しながら、予算の確保を図り、計画的に順次整備に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

次に、農業用の農道についてでございますが、平成 16 年度災害による農地、農業用施設の復旧につきましては、平成 17 年度末、今年度末で完了の見込みでございます。

また、小災害の復旧につきましても、地元施工により早急に完了していただくように関係者と調整をさせていただいているところでございます。今後の農道等の生産基盤の整備につきましては、優良な農地の補填、農作物の生産性の向上、高齢化による労働力不足の解消、担い手育成等の観点から、重要な施策であるというふうに考えておりますけれども、地域の協力と理解が必要でございますので、集落及び地域の営農計画等に照らし合わせまして、地域としての効果を十分に検討して対応していく必要があるというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、新田君。

43 番（新田俊一君） ちょっとこの最初に話してもらた社会拠点施設のことなんですけども、若干お尋ねしたいと思います。1点ずつお答え願いたいと思います。

確認書についてですが、姫路市、たつの市は、工事期間中を含めて11年ということですが、11年間は経費、その他運営費を支払うというふうになっておりますが、この大きさは11町協のごみの処理を計算しての炉だと思いたいますが、どんな機械でも10年ぐらいは故障しないと思いたいますが、その後の修理に相当な費用がかかるんじゃないかと思いたいます。利用する1市2町で運営を賄えるかどうかお尋ねします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。あの、11年間というのは搬入開始後7年間ということでございます。そういう中で、当然それ以後、10年以降等について炉の補修とかいうのが非常にまあ費用がかかってくるということのお尋ねなんですけれども、姫路市につきましては、御説明申し上げましたように、この姫路市の建設をしております網干沖の炉等と含めた広域的な連携をすることによって、この組合の施設の規模をですね、最小限に抑えて、建設費の削減を図ると。その建設費の削減によってですね、そういう費用負担の分もそれによって補っていくという考え方でございます。たつのおきましては、そういうバックアップをする余裕というんですか、能力はありません。そういう意味でも、たつの市におきましては、私はここで脱退、加入する期間は7年というふうにしておりますけども、脱退をするということでは明記しておりませんし、たつの市にしては継続してこの組合の中で旧新宮町の区域内の処理はされるものというふうにご考えております。

〔新田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、新田君。

43 番（新田俊一君） もう1点ですけども、姫路市、たつの市の建設負担金は精算時に考慮するとありますが、これではちょっともう漠然として納得出来ないところがございます。この内訳をはっきりしてほしいと思いたいますが、いかがでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この点につきましても、議員協議会の中ですね、御質問がございまして、お話をさせていただいたところでございます。姫路市とのこの話合いの中ですね、もし脱退をされるときにはバックアップ効果を考慮するという点について、一応炉の法的な耐用年数を15年という考え方をもって、15分の7年間分を負担していただくというようなことで話をだいたい詰めております。しかしまだ、その詳細の文面について、今決済をされておりますので、またそれが出来次第、皆さんにもきちっとした形で示しをしたいというふうに思っております。ただ、たつの市については、そういう問題は、形での精算はありませんので、これはその段階で互いに協議をしていくという形になろうかというふうに思っております。以上です。

〔新田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、新田君。

43番（新田俊一君） 環境保全協定では、議員マニュアルもないし、事故時の退避運動、住民がいち早く被害のないようにする行動計画もありません。直ちに応急措置をすると書いてありますが、住民はどうすればいいのかお尋ねしたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう事故等が発生した場合のことでしょうか。

43番（新田俊一君） そうです。

町長（庵逄典章君） 今後ですね、この協定に基づいて、必要な細目は決めていかなきゃいけないというふうに思いますけども、この協定の中にありますように、いろいろと事前にですね、そういう問題が起こらないように監視体制、またそれによる逐次測定結果の報告、そういうことを義務づけております。また、立ち入り調査についても出来るようにしております。そういう住民に被害が及ぼすような事故があってはならないわけですけども、事前にそういうことが起きる予想がつけば、その段階で操業停止まで含めたこの措置をするということも規定しております。そういう中で今後、もし万が一突発的な事故が起きた場合にどうするんかというような問題については、その辺は今後また地域の皆さんとの協議の中で、そういう問題についての細目を話し合っていきたいというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、新田君。

43番（新田俊一君） 12月の一般質問で周辺整備について答弁がありましたが、町長は出来るものと出来ないのがあるということでしたが、何が出来て、何が出来ないのか、抽象的な答弁ではなく単的に、具体的にお伺いしたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 周辺集落の整備ということで、各関係 6 集落ごとにですね、それぞれの集落の実情に合わせて要望書を作っていました。当然、お話ししましたように金銭的な補償はしないということは原則でお話をさせていただいております。また、個人的な補償はしない。集落全体に係わる地域のこの活性化につながるような、また地域の整備につながるような問題について要望をしていただくということでもありまして、出来る問題と出来ないということですが、集落から上がってきました問題については、出来るだけ対応が出来るように組合の中でも調整をさせていただいたところです。元々ですね、この問題がこういう施設が建設される、されないに係わらず、やはり地域のこれの課題として取組んでいかなきゃいけない問題が非常に多いわけですし、道路問題また排水問題とかですね、また獣害、鹿、猪等の獣害の対策問題、そういう問題も含めてお話がありました。そういう問題は町としてもですね、いろいろな補助事業、また起債メニューに沿って対応して行って、町単独分、国や県の補助金はいただけるものはいただいて、その単独分で負担する分については 11 町で負担をしていこうという考え方で調整しております。それから、どうしてもこれはもう元々町で対応しなきゃいけないようなものだという分については、幾分か佐用町だけで当然対応していこうという部分もございます。その辺、また組合の方にも全部の報告はしておりませんが、こうして協定書を結び、事業について進捗させていくためには、これからそういう内容について整理したものを皆さんに御報告をさせていただかなきゃいけないというふうに思っておりますけれども、今のところ総額とかこれだけのこういう内容について、詳細についてはまだ組合にも報告をしておりません。

〔新田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、新田君。

43 番（新田俊一君） もう 1 点ですけども、関係 6 集落は生活道路の着手計画とごみ収集運搬時の進入路について、いつ出来て、どうなるか、関心は高いと思いますが、町長は 10 月の一般質問では、進入路についてはまだ何も計画してないとの答弁でした。前日日月町長は進入路については地形測量や、道路についての測量を発注したと報告がありましたが、なぜ進入路については分からないと答弁されたんですか。お伺いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まだ、詳細なですね、測量なり計画、設計の発注はいたしておりません。基本的な今、調査というのを全体にやっておりますけれども、だいたいここに進入路はどの辺からあげていくというのは決まっておりますけど、これからその設計についての発注をしていかなきゃいけないと。また、敷地の造成についてもそういうことです。18 年度に測量設計業務を行い、出来れば一部工事の発注もしていかなければ非常に工期から見て厳しいなというふうに思っておりますけれども、新年度当初予算におきましてですね、まだそういう事業予算というものが組めてないということで、組合でもお話しさせていただきましたけれども、今後こうして組合の方も各市町の合併が整って、組合議会もですね、新たに構成をし直さなきゃいけないと。そういう中で建設負担金についても再度協議をするということになっておりますので、その

建設負担の割合についてももう一度調整をし直した上でですね、この補正等で予算を提案させていただいて事業の進捗に向けて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、まだそういう建設に向けての実質的な設計については発注はいたしておりません。

〔新田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、新田君。

43 番（新田俊一君） 周辺整備については、ちょっとこれで終わりたいと思いますが、台風による風水害で各地に被害が出ましたが、災害復旧工事により危険箇所は少なくなりましたが、まだ各地に未整備の小河川、用排水路がありますが、また次の台風による洪水があった場合、多大なる被害を受けるとと思いますが、被害を受けてから整備するのではなく、危険箇所は早く整備されるのが一番良いと思いますが、町長はどのように思いますか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 災害を受けながらまだ整備が残っているということですか。

43 番（新田俊一君） そうです。

町長（庵逄典章君） 大方ですね、災害として調査して復旧に当たるということで、国の災害認定を受けれるものは認定を受け、どうしても小災害として補助がいただけない災害については、一応単独という形での実施をしております。それは地元負担、個人負担を含めてですね。そういう中で個人の方でも負担がなかなかですね、軽減をしておりますけども、それでも負担ができないというような中で残ってる部分もあるんじゃないかというふうに思うわけですけども、この点についても先ほども答弁させていただきましても、集落の中ですね、そういう場所を放っておくと後々また大きな災害につながるというような部分についてはですね、やはり集落全体の中でも一緒に考えていただかなければならないというふうに思いますので、今後各対象とされる地域の集落とですね、の自治会長さんを中心にですね、また協議をさせたいというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、新田君。

43 番（新田俊一君） 今後とも公正・公平な立場からの行政サービスを強くお願い申し上げます、これで私の一般質問を終わります。

議長（梶原義正君） 以上で新田俊一君の質問は終わりました。次は、19 番、岡本義次君。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

19 番（岡本義次君） 19 番、岡本義次でございます。2 件のことを町長に伺いたいと思っております。

1 つ目、佐用町のまちづくりについてお伺いしたいと思います。12 月 7 日、1 月 28 日、2 月 25 日、3 月 18 日と中川幾郎先生ほか、まちづくりの推進セミナーが行われ、また行われようとしております。これからは、国の交付金や県の補助金が減る中で、まちづくりとか今までの政策が役場だけに頼れない時代がやってまいりました。皆さん御存じのように、国と地方と合わせて 1 千兆を超えるような莫大な赤字国債を発行し、国民 1 人当たり 800 万円と言われるような、そういういわゆる国家の土台船が持てないような時代になっておるところでございます。ですから、自ずと役場だけが、また小さな政府目指して、その役場だけがやっていたようなことを、われわれ国民、町民がですね、力を合わせて一緒に協働のまちづくりを進めていくようにやらないことには、これからの社会が自ずと崩壊していくであります。ですから、これからですね、そういうやっていく、町民と一体となるまちづくりが望まれておるわけでございますけれど、今後町長はその佐用町という町を、佐用町の船長としてどのようなところに航海をされ、どのようなところに着けようとするのか。そういうことをお伺いしていきたいと思っております。まず、1 つですね、セミナーの中では小学校単位、地区ごとに言われております。そして、その中身の具体的なことはどのようなことをされようとしており、またいつごろからお始めになろうとされているのでしょうか。

そして、2 つ目。どんなメンバーが主体となって、これからやられようとするのか。

3 つ目、その開催は、どういうようにですね、月に何回ぐらいされていこうとされるのか。そして、それらにかかる費用負担、地区ごとはどうされるのでしょうか。

そしてですね、そこで議論したこと、地区ごとのまとめたこと、どういう位置づけにされようとしておるのでしょうか。そして、6 つ目。それらは実現するためには、18 年度どれぐらいの予算がですね、予算措置がされているのでしょうか。

このことをまちづくりの中で問うていきたいと思っております。

2 つ目のことでございますが、今、新田議員もおっしゃいました、にしはりま環境ごみ処理の施設のことでございます。平成 3 年から 11 町のごみ処理のことで何度か議論されて今までやってこられました。町長が先日の話の中でも、11 町というのは現在 3 市 2 町となっておりますけれど、新たに県も入れてですね、その話がうまくいったとの報告がありましたが、そこで以下のことを伺ってきたいと思います。

新たな 3 市 2 町の中での調印式は終了されたのかどうか。

2 つ目、処理能力が計額どおりであり、変更はないのでありましょうか。

3 つ目、ダイオキシン等の心配は、当然そういう専門家も入れてですね、造る当初はないということございませうけれど、安全であるのかどうか。

4 つ目、建設後の安全監視体制はどのように考えていらっしゃるのございませうか。

次、一般のその監視体制の第三者のチェック機関、並びに設置体制は、今後どのように考えていかれるのか。

その件についてお伺いしたいと思っております。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、議長。それでは、岡本議員からの御質問に順次お答え

をさせていただきたいと思います。

まず、最初の「まちづくりセミナーの中では小学校区単位と言われているが、具体的にはいつごろから始められるのか」ということでございますけれども、集落での役員の変更時期を考慮いたしまして、平成 18 年 5 月頃からの立ち上げをお願いをしているところでございます。

次に、「どんなメンバーが主体となるのか」という御質問でございますけれども、この地域づくり協議会は、地域のあらゆることを協議する場として設置していただくために、自治会長さんをはじめ、まちづくり活動推進委員や集落の各役員、消防団、子供会などの代表者など、出来る限り多くの方が役員として参画されることを願っております。自治会長さんを中心にそれぞれの地域の実情に合った形で組織していただくようお願いをしているところでございます。

次に、「地域づくり協議会の開催は月何回くらいか」ということでございますけれども、それぞれの地域づくり協議会ごとにこれは決められることでありまして、月何回をしなければならぬという決まりはございませんが、発足当初や今後展開される事業の状況により開催頻度がいろいろと異なると思います。通常は月 1 回程度は当然開催はしていただくようになるのではないかとこのように思っております。

次に、「それらにかかる費用負担はどうするのか」ということでございますが、支援制度として地域づくり推進事業、助成金交付要綱を制定をいたしまして、一定の予算の中でそれぞれの地域づくり協議会で協議・検討された事業計画に応じて支援をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、「そこで議論したこと、地域ごとのまとめたことはどういう位置づけになるのか」という御質問でございます。地域づくり協議会で協議・調整された内容で、行政として対応すべき事項につきましては、地域自治活動組織からの課題・要望事項として、今後設置を予定しております全町体制のまちづくり推進本部で、担当課を含め協議を行い、対応していきたいというふうに考えております。また、地域づくり協議会の大切な役割として、それぞれの地域でさまざまな課題や対策を協議をさせていただき、地域の意見として集約した地域づくり計画を政策していただくことになろうかというふうに思います。この地域づくり計画は、佐用町の総合振興計画にも反映をさせまして、今後行政施策の柱として役場の全部署が取り組んでいく、それぞれの部署で取り組んでいく考え方でありまして。

次に、「実現するために平成 18 年度にはどれくらいの予算措置がなされているか」ということでございますが、経費は大きく分けて報酬と助成金になっております。報酬は集落自治会から推薦をいただいたまちづくり活動推進委員と、それぞれの地域づくり協議会に配置予定の地域づくりセンター長の報酬が全体で 1,100 万円程度と、助成金は各集落、自治会への活動助成金として 1 集落当たり均等割 3 万円と戸数割 300 円で、142 集落分として 630 万円を新年度予算に計上させていただいております。次に、「地域づくり協議会への助成金は、まず運営助成金として各地域づくり協議会当たり均等割 10 万円と、戸数割で 15 の協議会が発足すると想定をいたしまして約 300 万円を計上いたしております。活動助成金につきましては、現在のところ平成 18 年度の事業申請がされております旧佐用町の 6 地域の事業計画書に基づき、370 万円を予算化をいたしております。ほかの地域につきましては、今後協議会が設置され、事業の申請がされ次第、随時予算化をしていきたいというふうに考えております。したがって、現在のところ主な経費は、全体で約 2,400 万円程度というふうになっております。

次に、にしはりま環境組合のごみ処理施設についての御質問でお答えをさせていただ

できます。1点目の確認書につきましては、1月29日に3市3町による協議の中で取り交わしております。

次の処理能力につきましては、人口の推移、ごみ排出量の見直し、姫路市との応援体制により、当初想定をしていた規模よりもかなり縮小した施設として検討をいたしております。

次の、ダイオキシンの件につきましては、現在の佐用クリーンセンターにおきましても、基準値をかなり下回っております、今後建設する施設におきましては、更に技術的に進んでおり、心配はないというふうに考えております。

4点目、5点目の安全監視体制、チェック機関等につきましては、地元集落との協定書において必要に応じて立入検査が出来ること、施設の運転管理状況や排ガス数値等の測定状況を定期的に報告すること、事故等が発生した場合及び発生のおそれがある場合の報告義務、操業の停止、もしくは短縮すること等を定めております。そのことが安全監視体制及びチェック体制であるというふうに考えております。

以上でこの場での答弁といたします。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19番（岡本義次君） はい。それでは、今町長に答弁いただきまして、私とこの自治会も昨日ですね、部落総会ということでこういうようないわゆるまちづくりのパンフレットもいただいて、その中で説明がありですね、そしてまたこの3月議会が始まってですね、そういうまちづくりの推進条例とか、それからまちづくり協議会、そしてまた今いただいた中、その一般会計の中とか、そういうような見さしていただいた中でですね、これらの今町長が答弁されたようなことも目を通して、私自身は分かったわけでございますけれどもですね、いわゆるそういうまちづくりをですね、町民とともにやっぱり自分らあの住んでおるところは、自分たちが一生懸命頑張っ、知恵や汗を出しながらですね、その住む環境なり、その自分たちの生活を更に良くしていくと、そういう中でですね、これらのことを今町長はそういうひとつの佐用町の抜本的な基本計画の中に組み込んでですね、それらを順次やっていきたいということでございますんで、やはりそういうことは取り上げて、そういう基本計画の中で組み込んで、みんなが協力しながら、この佐用のまちづくりをやっていくということは大変すばらしいことであると思います。

そこで、まず今町長の中でですね、もうひとつ最終的にこの佐用町という町をですね、町長は、町長自身として、先の5年後なり10年後ですね、どういうふうに行きたいという、そういうまちづくり的な町長自身としてのお考えはですね、どのようなものがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵造典章君） 数字的にとかですね、表面的に、この具体的にこういうふうなまちということをおね、なかなかひと口で言うのは難しいと思います。これから策定をしていきます町の総合振興計画、これもどうしてもですね、やはり町というのは総合行政、社会全体、みんなのためのこの町であります。ですから、どうしても一部、その部分だけを偏ってじゃなくって、やはり全体バランスのとれた町で、町民みんな

が安全で安心して暮らせる町という表現から言えば、そういう町でしかないわけですね。その中で、じゃあこの佐用町の特性に合わして、じゃあその特性を生かし、また今やはり弱いところは何なのか、それを補っていくのはどうしたらいいのかということになるかと思えます。そういう意味で、この地域づくり協議会というのもですね、どこの地域も基本的な面では同じような問題を抱えているわけですけども、やはりこれだけ広い町域になりますから、地域地域によってかなりその実情も違う面も、また多々あるわけです。ですから、一元的にですね、町がこうすべきだと言うんではなくてですね、このやはりその毎日の日常生活をされる地域の範囲内、一番関係の深い中で、そこの住まわれる住民の皆さんがですね、抱える問題をそこの地域に合わせて問題を協議し、またそれを整理して、その問題を行政と連携をして解決をしていくと。やっぱり、地域のやはり特色と、また地域におけるいろんな課題を、それぞれの地域に合った形で解決していくという、そういう形をね、やっぱり特にこうして大きくなってくればですね、町が、考え方でこれからのまちづくりをしていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。そういうことですから、ただその地域のことをですね、地域だけでやっぱり、狭い範囲だけで物事を考えるということもまた問題もあるわけです。だから、この地域づくり協議会の、まちづくり協議会ですね、役割というのは、そういう今さっき言いましたような地域の課題と同時に、新しい町全体もですね、それぞれの皆さんが理解をしていく場、そういう情報をきちっと提供し、また勉強もしていただく場にもしていかなきゃいけない。この辺は今後生涯学習という形での一部にも、柱にもなってくるのではないかというふうにも考えております。そういうやはりその夢ばっかしを追えないですけども、やっぱり皆さんが将来に対して不安を持たず、安心して子育てが出来ると。そしてまた、1人1人の生活がですね、安定をさせると。それが町行政の町のあり方の一番求めるところではないかというふうに思っております。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19番（岡本義次君） 私も佐用の町内合併してからもですね、する前でも相当あちらの村、こちらの村ということで、どういうところかということも含めてですね、回らしていただいたら、今後佐用町の中ですね、10年もすればそういう村ひとつ、その村がなくなってしまうような村がだいぶあるようにお見かけしました。ですから、中心部的なところはですね、確かそういうところまではまだいかないかも分かりませんが、各保育所の南光町とか三日月の方でも話に聞くとところによればですね、子どもたちの数が3人とか5人というような感じになって、また小学校においてもですね、そういう、どういいますか、複式学級を取り入れないとですね、もうやれないような状態に、もう既にそこまでやってきております。ですから、上月町もそういう立派な中学校も建設したんですけど、10年、20年したらですね、上月にも中学校1つになってしまうんじゃないようなひとつの懸念もありますからね。本当に深刻なそういう若者がいない、そしてどんどんお年寄りの方が亡くなるという中でですね、そういうひとつの懸念いうんか、心配もしておりますんで、われわれがこういう後継者がいない中で今、敏森さんも言われたその担い手のいない中でですね、そういうわれわれの祖先から預かった農地も含めてですね、本当にどうしていくんかと。もう私はこれは商社とかある大きな企業でも入れてですね、そこで一緒になってやっていかないと

ですね、出来ないような時代になってきたんじゃないかなというふうに考えております。

ですから、そういうようなことですね、私は4年前にこうやって初めて町会に送り出していただいたときに、上月まちづくり会というのを自分自身ですね、播磨の県民局へ届けてですね、自分たちの住む地域、環境をみんなが知恵や汗を出して自分たちが頑張らないと良くならんのですよということを皆さんに呼びかけてですね、始めたわけでございます。それが、今4年後越えて、国なり町役場がですね、それを追っかけたような状態で今やられようとしておりますんでですね、私が思ったことはやっぱり正しかったなというふうに自分自身では解釈しております。

ですから、今、町長の答弁の中でですね、おっしゃったように、われわれが本当に力を合わせて町民そして町役場、いわゆるそういう機関と協力しながらですね、本当にここに住んで、安心安全出来るまちづくりに町長が船長として頑張っていたきたいと、このように思っております。このまちづくりについては以上でございます。

それから、環境ごみ処理についてはですね、この中でですね、今1月29日ということで町長答弁ありましたけども、この確認書というのは今こうやっていただいておりますけども、その新しいですねいわゆる協定書いうんは、この確認書だけなんでしょう。今のところは。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、確認書というのは、にしはりま11町組合の加入される構成町で確認をしたということです。それで、協定書というのは、これは周辺6集落と言われる地元の集落とのですね、一応今後建設に向けてのですね、同意をいただくその前提としての集落との協定です。だから、その対象者が全然違います。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19番（岡本義次君） 先だってですね、3月3日にですね、そういう町長のその説明の中で大勢の方がいろいろ質問されたりされておりました。私はそのときあまりしたら今日自分のことがそのときに出来ないと思って、今日に残しておいたんですけどですね。と言いますのは、こういうもうひとつ協定書としてはですね、確認書だけ、こんなだったら何かおおざっぱいうんか、もうひとつ今のどういうんですかね、あの、ごみのことについて当初のいわゆる姫路市なりたつの市が途中で離脱するんじゃないかというようなことも含めて言われとったし、もし後々ですね、環境的なものが出たときに、もう出た後であればですね、そんなんその負担をですね、負ってもらうことが出来ないんじゃないかというようなことも、そのとき話ありました。しかし、私はですね、やはり当初造って、建設当時10年ぐらいはですね、当然そういう環境的なこともなかなかそこまでは出ないんじゃないかとは普通思うんですけど、しかし、能勢町とか千種町なんかも当然造ったときは当然そういうことは出ないということでお造りになって、入っていたと思いますが、そうやって分かった時点では当然、能勢で出来たもの、千種で出来たものというんはですね、信用を失墜してですね、そこで出来た農作物でも買っていただけないとか、もう町全体として困っております。です

から、私はそういう当然出ないというふうに技術が発展してですね、今、町長の答弁の中で佐用のもんでも出てないし、今後造るもんはですね、更に出ないであろうということでもありますけれど、そういうことはやはり監視体制も含めて出すね、第三者のその立入りが出来るとか、そういうことを今町長おっしゃりました。そして定期的にも報告もさせるということでございますけれど、役所的な監視体制であるよりは、私は一般のですね、第三者的な普通の民営の分をいれてですね、やはりさせるものと思いますが、そこら辺、町長いかがでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。役所というか、その設置者というのはですね、非常にまあ何か都合のいいように動かされるんじゃないかというような、そういう観点から言われてるような感じもするんですけども、町の設置者というのは、こういう施設をですね、建設し、運営をしていくことの中で、安全にきちっとその運営をしていかなきゃいけない。だから、そのためにはですね、そういう施設の状況をきちっと測定をし、また排出基準とかいろんな基準についても、ちゃんとそれを責任を持って調査しなきゃいけないと。両方のね、責任があるわけです。だから、それは行政としてですね、責任を持って正しい測定をし、問題があれば対処しますということで協定を結んでおりますので。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19番（岡本義次君） はい。あの、時間あとわずか5分ということでございますけれど、私はやはり離脱していく安富の分についてもですね、もし何らかの後々公害的なもの、環境的なもので金が要るということになればですね、当然それらの持ち込んだ負担分の何トンという量が分かっておりますんで、その分に応じてですね、今われわれ残った分の佐用町の持ち込んだ、燃やした分量というんも、そして安富が燃やした量いうんも、たつのが燃やしたい量も分かっております。ですから、その分に応じてのですね、後々出た問題についてもですね、金が負担していただけるようなことを私は確認、新たにまあ、こういうもうひとつおおざっぱな確認書だけじゃなくしてですね、カチットしたもつといわゆる条項も見直しのものもしていただいでですね、していただくように、このように思います。そういうことを強く望んでですね、私のこの質問を終えたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。それぞれの構成町が責任を果たしていかなきゃいけないんですけども、ただこの施設は中間施設ということでございます。問題になるですね、いろんな最終的な処分地、これはごみの排出に比例してですね、それぞれの地域に持って帰って処理するということなんで、そういうその後ですね、処理したものを、最終残ったものをですね、そこでそれぞれ後々までこの施設の中に残っていくということはありませんで、この操業期間中ですね、きちっとした操業をしていけば、そういう問題は起こらないというふうに思っております。

議長（梶原義正君）
山田敏雄君。

以上で、岡本義次君の発言は終わりました。続いて、22番、

〔山田君「はい」と呼ぶ〕

〔山田君 登壇〕

22番（山田敏雄君） 22番、山田敏雄です。

社会教育行政の正常化をテーマに教育問題について質問をいたします。

はじめに、合併による行政機構の変更により、佐用郡の教育行政の仕組みが大きく変えられ、郡教育委員会から社会教育課が排除され、社会教育行政及び教育機関としての公民館が廃止されました。その骨子は、4町合併協の枠組が崩れた混迷の中、旧佐用町、旧上月町、2町合併協議会で決められ、教育委員会は郡教育委員会ゆえ、この協議に加われず、意見を反映させることが出来なかった。合併前、教育委員会は郡全域を網羅する体制であったため、直接的に旧各町の社会教育行政に入りにくかったという問題点はあったでしょう。4町合併協が再構築された時点で、再検討をし、1町1教育委員会の位置づけを考慮し、機能的な組織に戻す話合いの絶好の機会であったが、合併協はその機会を逃した。佐用郡における生涯学習は、昭和40年後半から熱心に取り組まれた人権教育が基礎で、50年代には各町が社会の学校である公民館の充実を図り、地域に根ざした学習活動が続けられた。その過程と成果を継承出来るのでしょうか。社会教育はまちづくりの原点であります。学校教育とともに一番大切なものです。この改変により生涯学習社会の中で人のライフステージに沿った学習体系の一環性を保つことが出来るのでしょうか。また、ライフステージに沿った学習体系を生涯学習と位置づけるなら、中核となる学校教育とその前後の世代を結び、継続性を持たせる役割を果たすのが社会教育であり、また、社会体育であります。合併後、教育委員会を排除した町の社会教育体制に大変な危惧を感じております。

そこで、1、社会教育の柱は人づくりという地道な取り組みであります。人づくりは教育という視点を外しては、とうてい成し得ないことであります。幼児から高齢者までの系統立てた教育は、そのノウハウプログラムを常に研究している教育委員会でないと思えないと思うが、どうでしょうか。

2、学校教育と社会教育の連結した取組みの重要性が叫ばれている今日、「学校教育は教育委員会で」「社会教育は役場で」という形に教育が切り離されているという現体制は、現在社会の情勢要望に逆行した体制で、一環した佐用郡住民の生涯教育は望めないと思えないと思うが、どうでしょうか。

3、社会教育は、文部科学省、県教育委員会、町教育委員会という独立した教育行政の中で可能であります。少子高齢化社会において、乳幼児から高齢者までの学習活動を体系化していくことが重要であり、合併による行政機構の中で、まちづくりと社会教育がうまく連動できるのでしょうか。

終わりに、現在の佐用町の形は、全国でもほとんど例のない状況で、さまざまな場面で歪みが生じることと思われまます。教育委員会に各団体の活動を推進させる教育をする組織を復活させていただきたい。そうしなければ、行き着く先は住民が困り果て、佐用郡の教育の崩壊につながるのではないかと不安を感じております。これらのことに鑑み、1日も早い社会教育行政の正常化を願い、夢ある佐用町のまちづくりに向けて、町長の勇気ある英断を願うものであります。

以上、町長のお考えをお伺いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい、議長。それでは、山田議員からの社会教育行政の正常化ということで、今回の合併により社会教育が教育委員会から町長部局で担当することとなり、また、公民館が廃止されたことでの社会教育体制に対する危惧を持たれているとの御質問でございます。答弁をさせていただきます。思います。

まず、生涯学習についての考え方を申し上げたいと思います。合併後の新町のまちづくりの基本姿勢といたしまして、住民と行政の協働による自立したまちづくりということを含め、合併協議の中で決定をし、現在、まちづくり課を中心として推進をしていることは、既に山田議員も十分に御承知いただいているところだというふうに思います。この中で、協働とは住民がお互いに、そして住民と行政がそれぞれの特性を生かしながら対等の立場で補完し合い、協力し合い、共に働くことで社会課題の解決に当たるとしてあり、協働によって住民生活の課題、また行政課題の解決を図っていかうとするものでございます。こうした中でそれぞれの課題に対する理解を深めるための生涯学習というものが必要となり、大変重要な役割を持っております。協働のまちづくりを推進していく上で、住民の生活の場での課題は、あらゆる場面にわたっており、これら課題の解決のためには関係する行政のすべての課が連携をとりながら対応をしていく必要がございます。従いまして、社会教育、生涯学習というものを町長部局に置いて対応していく方が、より総合的に、横断的に関係課のスムーズな連携が取れるものと考えております。また、平成17年9月の中央教育審議会義務教育特別部会へ提出された意見の中には、社会教育を含めた生涯学習、文化振興等にかかる分野については、まちづくりや人づくりという観点から、自治体においてはむしろ教育委員会という枠を超えて、総合行政の中でその市町の責任の下で行うことを原則とすべきであるというふうでございます。これらのことから、最近の動向といたしましては、生涯学習部門は町長部局へ置くというのがひとつの流れではあるというふうに思っております。先に述べましたように協働のまちづくりを推進していくためには、総合的な行政の取組みの中で、生涯学習を教育委員会という枠を超えた首長部門に置く方が適切であるという考えについて、合併協議の中においても、同意を見、決定をしたところでございます。議員の御質問の中で、幼児から高齢者までの系統を立てた教育は、そのノウハウを常に研究している教育委員会でないといけないと言われておりますが、これまでも郡教育委員会体制の中で、各旧町での高齢者教育等、町公民館職員が当たってきておりました。これら職員はすべて町長部局における職員でございますので、この点は何ら問題なく十分やっていけるというふうに考えております。

次に、学校教育と社会教育の連携の重要性という点で、学校教育と社会教育の担当部署が切り離された状況では、一貫した生涯教育が望めないという御指摘でございますが、社会教育を町長部局で担当したといたしましても、これらを分断してしまうような考え方はありません。先に述べましたように、教育委員会とも密接に連携を図りながら、総合的な対応をしていきたいというふうに考えております。

次に、合併による行政機構の中で、まちづくりと社会教育がうまく連動出来るのかということですが、地域住民の生活場面での課題は、あらゆる分野にわたるものでございまして、合併による協働のまちづくりもあらゆる分野にわたる課題を協議をしていくということとなります。その根底となるものが総合的な生涯学習であります。課題解決を目指し、学習を深めることによって、積極的に参画をしていただくことが協働のまちづくりへとつながり、まちづくりの大きな原動力となっていくことを確信いたしております。

以上、この場での山田議員に対する答弁とさせていただきます。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山田君。

22 番（山田敏雄君） 私の質問の意味するものと、町長答弁とでは、合いいれない大きな深い溝があるように思われます。この先は平行線を辿ることと思います。これから先、町民の声をよく聞いて、誤りがあれば正して、正すところは正す。勇気を持って修正をお願いいたします。どうですか。町長の考えは。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、私がですね、具体的に誤りがあれば、それは誤りは正すという。また、私の考え方についていろんな意見もあると思いますけれども、それはそれぞれのひとつの考え方に基づいて御説明を申し上げておりますから、その理解をしていただくことは理解もしていただかなければならないというふうに思います。

〔山田君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山田君。

22 番（山田敏雄君） まああの、新生佐用までの船出に当たり、将来をしっかりと見据えた舵取りをお願いして、質問を終わります。

議長（梶原義正君） 以上で、山田敏雄君の質問は終わりました。続いて、45 番、植戸勝治君。

〔植戸君「はい、議長」と呼ぶ〕

〔植戸君 登壇〕

45 番（植戸勝治君） 45 番、植戸です。

私は、住宅を災害から守る。高齢化が進む小さな規模の佐用町において、大きな課題に今後なるんじゃないかなろうかと思ひまして、テーマを定めております。

近年、各地で災害による被害が多発しております。全国的にも、あるいは世界的にも、地球上での大きな災害も数多く発生を見ております。風水害、地震、更には北陸地方においては大きな豪雪による災害、合わせて人命にも多くの犠牲と損害が出ております。そうした現状に対して、国レベルでの対応策も重要課題となっております。更に、県においては、耐震対策として、震度 6 強の地震が発生すれば倒壊の恐れのある住宅は 42 万戸にもなるんじゃないかなろうか。これは当局の説明なんですけど、42 万戸にもなるんじゃないかなろうか。そうしたことを想定して、その対応に支援策を今もっか鋭利検討中のございます。該当する危険な住宅はどれくらいあるのか。その手始めとして、まず支援策から取組んでいきたいという県の方針のございます。そして、木造住宅をまず診断からと入りますとき、診断費用として 1 戸に約 3,000 円程

度の費用で対応出来るだろう。更に、災害復旧工事には、その費用の 1 割あるいは 2 割までで止められる、自己負担はその程度でやりましょうというその優遇策も発表されております。そうした今の時点に機を捉えて、町としては全域でアピールし、資料作りと施策に取り組んでほしいと思っております。奥地、過疎地、僻地での高齢化はますます進むであろう。そうした現状の中で 1 軒でもそうして類に似た事件が発生すれば、大きな悲劇となり、地域に与える大きな痛手となる。その対応について町長にお伺いしたいと思います。

とりあえず、この演壇での質問は、1 人住まいと 2 人住まい、高齢化は一体佐用町全域に何人ほどあるんでしょう。また、その高齢者が住んでおられます住宅の築後何年ぐらい経っておりますか。そういうようなことも含めて調査あるいは検討の資料にしてほしいと思っております。

2 番目に、高齢者の場合、自宅の構造についての腐食や傷み、その程度の認識には、確認せえというのは非常に難しい問題であります。したがって、分かりやすく資料を作って、各該当する家庭に配布し、取り組みの初歩にしてほしいと思っております。

以上、主な出題として報告いたしまして、降壇。後ほど御質問したいと思います。以上です。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） はい、議長。それでは、植戸議員にお答えをさせていただきますと思います。

まだ記憶に生々しい多数の犠牲者を出した阪神淡路大震災、あるいは昨年発覚をいたしましたマンションの耐震強度偽装問題など、改めて住宅の耐震等の大切さを私たちが認識したところでございます。

御指摘のように兵庫県内で震度 6 以上の地震で倒壊の恐れがある住宅は、平成 15 年時点で約 42 万戸というふうには推計をされております。本町におきましても、70 歳以上のお年寄りの 1 人暮らしの家庭は 1,000 戸近くに達しておりまして、2 人暮らしにおいても 500 戸を越えているような状況でございます。また、それぞれの住宅、住宅事情によりましては、非常にまあ老朽化もしている住宅も多く、万一の生活に危険と不安を感じておられる方も多々あるのではないかとというふうには推察をしております。

そこで、兵庫県と市町では、耐震化に向けて住宅所有者自らの意思による診断が必要との考えから、昨年 10 月より国の補助事業を活用して簡易診断事業を始めております。この事業は、建物の地震に対する安全性を簡易な方法で評価をする診断で、基本的には昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法に適合して建てられ、延べ面積の過半を越える部分が住宅の要に供されている住宅を対象するものでございます。耐震診断を受けようとする所有者等が町へ申し込みをしていただき、県・町は予算の範囲内で兵庫県が定める耐震診断技術者名簿から申込者が選定をしていただいて、その耐震技術診断者に診断を行い、その結果を申込者に報告をするというものでございます。報告の過程では、事が生命・財産を左右するものでございますので、なるべく分かりやすく質問したり、チェック項目を確認したりするものでございます。自己負担が 1 割で、木造住宅ならば自己負担が 3,000 円でございます。診断の結果、安全性が低いと判定がされれば、申請者の年間所得 1,200 万円以下という条件はございますが、兵庫県から改修工事の補助も受けられます。補助額は 1 戸建住宅の場合で、工事費が 200 万円未満の場合が 30 万円、200 万円以上 300 万円未満が 40 万円、300 万円以上が 50 万円の補助額となっております。なお、この補助額は平成 18 年度以降は増額の方向で検討

されているように聞いております。

以上、簡単でございますけれども、この場の答弁といたします。

〔植戸君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、植戸君。

45 番（植戸勝治君） 今、町長の答弁の中、推察しますのに、かなりこの問題には取組んでおられる、事務的な分もかなり進んでおられるように感じ取っております。そういう経緯は嬉しいことでございますが、何を言いましても、過疎の町、佐用町はこれからどういう姿になりますか、前段 2、3 の議員さんも折に触れ、将来像というものには大きな心配を持っておるわけなんです、ここに至って、最前申し上げましたように、震災の規模はこれからどのような形態になってくるか、非常に想像もつかない予想でございます。過去の経験から言いましても、あるいはそういうことは未知数であり、答えを出すべき要素もお互いに持ち合わせがないと思いますが、予想されるこれからの、未知数ではありますが、ある程度踏み込んで想像してみましたら、町長としてどういうふうなことをお考えになりますか。ちょっとお尋ねしたいと思っております。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、なかなか災害ね、植戸議員お話のようにそれを想定し、予測することは難しい。それが災害だというふうに思いますけども、まああの、そういう震災、地震にしても、風水害も含めてですけども、なかなか自然災害というのはですね、これを発生を防ぐということは出来ないわけです。ただ、それに対して減災、少しでも被害を少なくしていくということは努力は必要ですし、出来るわけです。その中において技術的にですね、こういうふうなその建物、住んでいる、自分たちの家、そういう工作物について、安全、少しでも耐震性を高めた安全なものにしていくということも大きなひとつの方法ではないかというふうに思いますし、また、それと同時にこの度、協働のまちづくりという形で地域の皆さんにいろいろと地域の問題を考えていただく、取組んでいただくという課題の中にもですね、この防災、減災ですね、そういう問題も含まれております。こうして今報告させていただきましたように、1 人暮らしの方、また高齢者だけの家庭というのが非常に増えております。そういう災害がどういう規模になるか分かりませんが、起きた場合どういう規模であってもですね、地域にその住んでおられる方が、みんなが協力して、その助け合わなきゃいけないと、救助しなきゃいけないということで、どこにどういう方が住んでおられるか、またどういう状況であるかということですね、周辺の皆さんがみんな常に把握していると、お互いに知っているということが一番大きな対策ではないかという考え方をしております。そういうことも含めて、あらゆる形で対応していかないと、この自然災害等についての対応策はこれだけではないというふうに思っておりますので、まああの、こうした制度ね、県のひとつの制度として作られておりまして、自分の家がどの程度の安全度があるのか、危険なのか、こういうこともやっぱりね、知っておくことも当然必要です。こういう制度についても普及って言うんですか、PR もして、推進もしていきたいというふうに思っております。

〔植戸君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、植戸君。

45 番（植戸勝治君） 私、奥地の山間部である人に出会いまして、この当地では高齢化の人であっても、今住んでおられる家屋の改造しよんですね。非常にせつせとやっておられる方がありますね。その話を聞きまして非常に感動したときがあるんですが、「私たちの息子、孫は恐らく帰って来ないでしょう」と。「いくらお願いしたり、あるいは頼んでも、周辺の整備はそこまでいかんでしょう」と。「しかし、この土地には愛着があるんじゃない、この家には愛着があるんじゃない」ということで、「今現在持っております、自分たちの手元にある資金で改造しとんや」と。残り何年になる自分たち夫婦の余生、あるいは1人暮らしの余生あると思うんですが、「残り少ない人生、この生活を、この愛着したこの土地で生活したいんじゃない」というお話がありましたんで、ちょっとこう考えたらね、ほんまに大きな感動を覚えました。それだけそういう形でこの地を愛し、執着心を持ってこの地に留まりたいという人たちの家屋が、突発的にもせよ、そういうような事件、事故に遭って犠牲者が出たり、あるいは悲惨な状況があったとしたら、これは全体に及ぼす影響はかなり大きいと思うんです。ですから、そういうことは予告も出来ませんが、仮に想像の範囲でも、あるいは新しい新町のまちづくりのためにも、そういう痛手、あるいは傷口だけは、全体の責任としても防いでおかにゃならんという私自身の考えでもございますが、ええ方にしましても、悪い方にしましても、今の文明の世の中ですから大きく波打って波及する可能性はあります。良ければ良しで喜べるんですが、悪い方の点については、お互いに協調し合うて進むべき時代に当然なってくると思います。特に、佐用町においては、小規模であるが故に、スタートでつまづくようなことだけは絶対防ぐべき、また避けるべきとして、この課題を注意深く見守りながら、鋭意努力してほしいと思います。これについて総括にちょっとひと言申し添えます。以上です。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まああの、町が出来ることってというのがですね、こういう先ほど話さしていただいたような行政として、社会全体として取組むこと、そのことを少しずつでも取組んでいくということだと思いますけども、基本的にはやはり生命とか財産、これを守るといのは、やはり個人の最終的に責任という部分が非常に大きいわけです。こういうふうな制度を使ったり、作っても行政としていろいろな取組みをしてもですね、一人ひとりのみなさんが自分の生命、財産は自分で責任を持つという、そういう気持ちというのをやはり持っていただいて、その制度なりに理解をいただかないと、それは実行あるものになりません。こうしてまず財政的なですね、負担もかなりかかりますけども、こういう非常に貴重ないうんですか、阪神淡路大震災というそういう経験の中からですね、今の共済制度、またこうした耐震診断制度、いろいろと県、行政としても考えて推進をしております。そういうものにですね、やはりみんなが理解をして、やはり最終的にそのことによって、被害もし起きた場合にはですね、被害が少しでも少なくなり、また生命の安全についてですね、確保が出来るというふうな取組み、そういうことで新佐用町としても取組んでまいりたいというふうに思っております。

〔植戸君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、植戸君。

45 番（植戸勝治君） 最前申し上げましたように、災害は予想されて起こってくる
ものではありません。意外な形で発生するということはもう肝に銘じて、今も数字に
出ましたように、1 人住まいは 1,000 軒か、あるいは 2 人住まいは 500 戸かというよ
うな内容にも重点を絞って、ぜひ調査し、実の入った資料を作ってもらいまして取組
んでほしいと思います。以上で終わります。

議長（梶原義正君） 以上で、植戸勝治君の質問は終わりました。
ここでお諮りいたします。昼食のために休憩に入りたいとおもいますが、御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） それでは、再開は午後 1 時。午後 1 時に再開しますので、よ
ろしくお願ひします。休憩に入ります。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（梶原義正君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。一般質問を続けます。
次は、3 番、井口春美君。

〔井口君 登壇〕

3 番（井口春美君） 3 番の井口です。

それでは、一般質問の通告に基づき、災害復旧の現状と対策の実施状況につきまして質
問をいたします。

旧町議会でもですね、多くの議員の方々が一昨年台風被害によります災害復旧につい
ては、町の考え方やあるいは今後の方針について質問があったことと思いますが、1 年余
り経過をいたしましたので、現状を再認識するとともに、対策の実施状況についてお尋ね
をいたします。

一昨年の台風被害は旧 4 町にわたり大きな被害が発生をしており、早期に復旧工事やあ
るいは改良工事が必要であります。合併により新町が発足をいたしました。災害復旧工
事は順調に進んでいるのでしょうか。安全、安心のまちづくりには、防災対策は必要不可
欠の対策であり、町民の大きな願いでもあります。特に、災害状況を十分に検討し、対策
に生かされていることと考えますが、18 年度の予算におきましても、どのように進めて
いこうと考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。旧各町の改修計画と復旧
状況の現状はどのように進展しているのでしょうか。計画に対して遅れのある旧町はない
のか、お尋ねをしたいと思います。若干 95 パーセントの完了というお話もありましたの
で、完了後の分で結構でございます。

次に、特に多くの住宅被害が発生をいたしました旧佐用町、あるいは旧上月町の久崎地
区の河川改修は一部擁壁の嵩上げ当緊急対策が進められておりますが、今後どのように対

応されるのか、お尋ねをいたします。

次に、災害予測等の対策実施状況はどのようになっているのでしょうか。県指導によりハザードマップ等の策定等についてお尋ねをしたいと思います。

次に、項目が変わりまして、学校評価制度の実施状況と成果についてお尋ねをいたします。学校評価制度の導入により、学校改善が進められておりますが、評価制度の導入によりどのように学校改善が出来たのでしょうか。特に、学校の信頼を高めるために、学校として機能しているものと思込んでいることが、実は制度疲労を起こしたり、あるいはニーズに合わなくなっている場合があります。このようなズレを見極めたりして、学校全体として評価をし、学校改善が出来るものと考えますが、改善状況についてお尋ねをいたします。学校評価制度を実施をし、学校がどのように改善されたのでしょうか。具体的な内容についてお尋ねをいたします。

次に、評価制度の今後について、どのように考えられているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

以上で、ここでの質問を終わらせていただきます。よろしくと答弁のほどお願いいたします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それでは、井口議員からの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、最初の各町のこの災害に対する対策の取組み、また復旧状況の進展についてでございますが、16年度災害での農地、農業用施設の復旧状況は、旧佐用町で132件、旧上月町で52件、旧南光町で8件、旧三日月町で7件の合計199件でございました。これらすべて17年度末には完了する見込みでございます。また、国庫補助の対象とならなかった小災害の復旧状況につきましても、旧佐用町・上月町合わせまして480件の申請がありました。17年度末で地元施工により復旧完了していただけるよう通知、また連絡をし、協力を求めているところでございまして、森林災害を除く箇所につきましては、平成17年度末で完了の見込みでございます。また、森林災害につきましても、約340ヘクタールの被害報告があり、風倒木処理、造林等に森林組合とともに努力をしているところでありますが、被害面積が広く、災害箇所も厳しい条件のところもありまして、県と協議して、この対策について事業につきまして延長していただくように調整をしているところでございます。

現在は人家、公共施設、河川等への2次災害防止を優先に、緊急性の高い地域から風倒木処理や治山復旧事業等を実施し、施工しておりますが、森林災害復旧につきましても、危険が伴うため、安全の確保等、十分に注意をしており、作業にも時間が要するため、当初計画のとおり復旧が進んでいないのが現状でございます。今後も県、森林組合、森林所有者と協議・調整を行い、復旧に向けて努力を続けてまいりたいというふうに思っております。

また、建設課で対応をしております16年度発生 of 災害復旧事業の進捗状況につきましては、旧佐用町で134件中130箇所の復旧完了、上月町では47件中42箇所の完了、南光では44件中すべての復旧完了、三日月では27件中23箇所の復旧完了を見ており、あわせて全体で約95パーセントの完了の実績でございます。残る箇所につきましても、本年度事業完了を目指して、鋭意努力をしているところでございます。

河川改修は今後どのように対応されるのかとの御質問でございますが、今回の災害は昭和51年災害以来の河川の増水により、河川堤防の低い箇所で溢水し、各地域で甚大な被

害を受けたところでありますが、全面的な河川改修をしなければならぬほどの被害に至らなかったため、現況復旧によりまず事業採択されたもので、被災箇所のみで現在復旧となっております。町の管理河川についての改修計画の策定は、今後の課題として承知しているところでございます。なお、県におきましては、平成 17 年度に千種川河川整備計画が策定をされ、今後関係地域の方々の御理解と御協力いただきながら、予算の範囲内で順次整備がこれから行われていくこととなっております。

次に、災害予測等の対策状況の件でございますが、大雨や強風、突発の地震など、自然の猛威は想定範囲を超えた大災害になることがあるため、いかにして生命を守り、2 次災害を防ぐかを最優先にすべきであるというふうに考えます。洪水対策といたしましては、本年 4 月頃には、県知事より千種川、佐用川、志文川の浸水想定区域の指定が行われ、これを反映した防災計画の策定や、浸水ハザードマップを作成し、住民の皆さんへの配布を予定しております。また、一昨年最も浸水被害が大きかった久崎地区におきましては、県土木により河川監視システムの構築が進められております。これは過去の水位データを基に警戒水位を超えた場合、自動的にサイレンを鳴らし、避難準備を促すもので、6 月には運用可能になる見込みでございます。気象情報、河川情報の収集等も計画しており、ある程度の予測が出来る状況にあり、これらの情報を住民の皆様へ提供するなど、防災無線をはじめ、いろいろな伝達方法でこれから情報を住民に提供する必要があるというふうに考えております。

学校評価制度等につきましては、教育長の方からの答弁をいただきます。

この場での答弁とさせていただきます。

議長（梶原義正君） はい、教育長。

教育長（衣笠孝君） それでは、井口議員の 2 番目、学校評価制度の実施状況と成果についてということにつきまして、お答えをいたしたいと思っております。

平成 14 年度から学校運営状況について学校評議員会を設置し、検討及び結果を公表するように努めなければならないと。こういうことで、学校設置基準いうところに出ております。各学校におきましては、この目的に添えまして自己評価を今まで等も出してあります。そういう結果につきまして、大々的に公表するまでには至っておりませんが、町内の学校、小学校では 2 校、中学校では 1 校につきまして、自己評価等につきまして公表いたしておるところでございます。しかし、この 1 年の間に学校評価の手引きいうもんはしておりますので、このもう少し研究されまして、学校の評価というものにも馴染みますように、あるいは地域の方々にも公表出来るように努力していきたいなど。特に、現在行っておりますオープンスクール、あるいはトライアルウィーク、生き生き学校応援団等の授業を実施しながら、地域の方々と連携して、学校の様子もそのときにお聞きいたしたりしておる状況でございます。

井口議員から以前にも御質問がありましたんですが、そのときも若干言ったかと思っておりますが、こういう評価の本が出ております。県の方で作っております。これに基づきまして、だいたいまあやっとなですけども、これは一応の見本ということでございますので、各学校の状況に合うた内容につきまして評価をいたすようにしております。現在、学校におきましては、自己評価とそれから外部評価、そういうものにつきまして、それぞれの学校がどういう項目で評価をしたらいいかということを検討いたしております。手元にこういうふうに学校の中でする評価はどれぐらいか。どういう項目がいいか。外部の方へお願いする項目はこういうふうなのがあいまいか。何やかんや一緒にする項目はどんなもんがえんかなというようなことも検討いたしております。

今後につきましては、このような事柄を評価システムというものを充実させて、地域の方々やあるいは保護者の方々にその成果を提供出来るように説明責任を果たしていきたい。現在も地域に開かれた学校づくりということを進めておりますので、そういう評価を提供しながら、一層、開かれた学校づくりに邁進していきたいと、こういうふうに思っております。以上です。

〔井口君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、井口君。

3番（井口春美君） 再質問させていただきます。遅れはないというふうにまあ受取をさしていただいておりますけれども、95パーセント完了ということなんですけれども、5パーセントの中身についてですね、いろいろと工事予算の関係とかいろいろあるんでしょうけど、この遅れた、遅れたといううちに、これが17年度に完成をする予定なのかどうかだけ、まずお聞きしたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 担当課長に答弁させます。担当課長。

議長（梶原義正君） はい、課長。

建設課長（野村正明君） 先ほど町長がお答えしましたように、17年度末で完了見込みを立ててございますので、これについては履行出来るものと思っております。当然あの、旧町の段階とか、あるいは合併の段階で入札行為そのものが若干遅れてございましたので、その点御不便をおかけしとるということでございます。予定どおり完了の見込みでございます。

〔井口君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、井口君。

3番（井口春美君） 17年度末で完了予定ということでありますので、ぜひとも鋭意努力をしていただいて、そのように進めていただきたいなというふうに思います。

河川のその改修について、これは町長にお答えをいただきたいなと思っておるんですけれども、今、佐用川、それから久崎の旧上月町の関係につきましてもですね、一応あの、応急措置と言いますか、そういったものが出来ておるようには見受けするんですけれども、まだあれあくまでも応急であろうというふうに私は位置づけをしておるんですけれども、今後その予算面も含めてですけども、県にどういったその対策と言いますか、検討されておるのかね、その県との連携、この辺あたり、要するに効果的な対策は必要になりますよね、年に何回も来るもんでもない、十数年に1回というようなサイクルでありますので、それに見合う工事と言いますのはなかなか難しいとは思っておりますけれども、ですけども、佐用町も今回で3回の浸水をえとるわけなんで、これは被害を遭われた方を考えますとですね、相当思い切ったですね、対策が私は必要ではないかなというふうに思います。そういう点で、県とのどういう連携を取られておりますのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい。河川ですね、安全な改修という、安全を確保するというのは、非常にまあお金のかかる事業で、まあ自然災害ですからどの程度の水量、災害を想定するかによってその改修計画が変わってくるんですけども、一応その何年確率というようなですね、30年確率とか、50年確率というような降水量を想定して、それに対応出来る河川幅、堤防の高さというようなものをですね、設定をして、改修をしていくということで、まああの、ここにも答弁さしていただきましたように、17年度に千種川の改修計画というものが策定されまして、これまでもそういう計画というものがされておるんですけども、再度全体の計画というものが一応県で策定をされました。これをですね、全河川、その下流から上流までやっていくというのは非常に大変なお金、また時間がかかることとなります。まああの、来年18年度からですね、上郡地区においてかなり以前からの計画に入っておりました河川幅を改修することで、役場の前から中学校を移転させてですね、河川のあれを改修することになるんですけども、それだけでも百数十億のお金がかかるというふうに聞いております。そういうふうの下流からですね、基本的には改修をしていくというのが基本だというふうに聞いてますけども、それでは上流部分のですね、こういう災害について、じゃあその間、何十年もどうするのかということでございます。今回の災害を見てもですね、かなりその災害を受ける箇所というのが限定をされるというんですか、だいたい同じところが災害を受けるわけです。そういうところについてはですね、抜本的な恒久的な対策ではなくても、暫定であってもですね、その災害に対しての対策をしてもらわなきゃいけないということで、この度その一部堤防の高さを嵩上げしたりですね、また佐用の商店街等、この地域の災害につきましては、今現在町としても井関等の調査をして、井関を可動にするか、井関をなくしていくかというような形を取ってですね、まず、河川の水の流れ、そして水量を確保するという形ですね、対応し、また、暫定的にはこれまで弱かった部分については、少しでも流れやすい状態にしていく。また、もし溢水した場合にはですね、それを排水するポンプを設置するとかというような、それぞれの対応策をしながらですね、最終的には早くこの河川の幅を確保してですね、恒久的な対策にさせていただくように県に今後引き続いて要望してまいりたいと、そういうふうに思っております。

〔井口君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、井口君。

3番（井口春美君） 水路の関係でですね、河川の監視システム等も6月から運用されるそうありますけども、これは前回の台風21号がですね、その雨量なんですけどもですね、これが17時半から18時半、この1時間でですね、51ミリという最大雨量を記録をしとるわけなんですけれども、21号ではですね、24時間のね雨量が184ミリ、それから23号ではですね、これ1日24時間が86ミリなんですけども。この台風21号のいわゆる水害が発生しかけたと言いますのは、もうこの18時30分以降ですね、数時間からですね、災害、要するに床下あるいは床上浸水がスタートした時間でありましてですね、そういう面ではですね、このいわゆる監視システムだけで本当に機能するのかなというところを私は非常に懸念をしております。と言いますのは、随分前の話なんですけども、旧佐用町地区の海内地区というのがありましてですね、ここにあの集中豪雨が海内地区だけにですね、集中豪雨ございましてですね、このときに数軒の家がですね、流出をしてお

ります。こういう面ではですね、全体というよりももう少し各部のいわゆる監視システムというものが必要ではないかなと。これは今雨量計というのをですね、何箇所が設置はされておるようにお聞きしとんですけども、この雨量計の例えば拡大、あるいはですね、過去の実績とかそういったものの中でですね、今天候も含めてですけども、気象衛星とかそういったことですね、リアルタイムにですね、そういった天候状況というのは情報が入ってくるはずになっておるんですけどね。ですけども、なかなかその対応というのが私は実際は難しいのではないかなというように思います。そういう点ではですね、そのそういったものを作る段階では、やはりハザードマップの中にもですね、そういったことをきっちり織り込めるようなね、新町でどの程度までその水量予測と言いますか、雨のですね、雨量のチェックが出来ているのか分かりませんが、佐用町で数箇所あるようにお聞きしておりますけども、旧佐用町で。全体でこの辺あたりのことがですね、把握を出来ることによってですね、久崎地区をですね、千種川の本流のいわゆる災害防止にも私はつながると思いますので、この辺あたり将来のことからしたときに、雨量計の増設等考えられとるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 雨量のですね、予測というのはなかなか難しいということで、あのまあ、今しかし国としてもですね、アメダスということでかなりその地域の正確にですね、その状況を把握出来るように、またレーダーの方もですね、リアルタイムに非常に雨雲の状態というものをですね、周知出来るようになっております。やはり、これはあの、前回の雨量を見てても、今、海内のことを言われましても、やはり非常に地域が限定された所がどこでたくさん集中豪雨になるか分からないと。町域広い範囲で全域が集中豪雨になるということはある少ないんで、そのとき、そのときによってですね、非常にまあその雨の降り方というのが地域によって差があるということ。そういう中で、そういう予測をして住民の皆さんに危険を知らせていく、例えば避難を勧告するというのは、もしそれが全く当たらない場合にですね、あと非常に無駄なことをさせたということになってしまいます。そういうことで、なかなか町独自にですね、避難勧告なり、それを判断するというのが難しいんですけども、その辺はもしそれが外れればそれが良かったということですね、ある程度は危険、そのこれまでの経験というものを踏まえて、そして今そういうコンピュータ等ですね、リアルタイムの雨量、非常に集中豪雨してる状態というのが把握出来るようになっております。そういうものを見てですね、やはり非常にまあ、これは危険があるというふうに判断した場合には、早めにそういう対応を促すというようなね、そういうことで考えていかなければならないかなというふうに思っております。ただ、ハザードマップの中にですね、そういうものを入れるというのは非常に難しい問題で、数量的なものをね、入れることは非常に難しいと思います。

〔井口君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、井口君。

3番（井口春美君） いずれにいたしましても、非常災害時にはですね、確かな情報の収集と、それから状況によってはですね、その対応がですね、非常に大切でありまして、その情報を得るための対策というのを、今後ともぜひとも充実を図っていただきたい。そのことがですね、町民の生命、財産を守るということにもつながるかと思っておりますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

次に、学校評価について1点だけお願いをしておきたいと思うんですけども、この学校改善なんですけども、このいわゆる評価を生かすということが私は大切でありまして、その評価そのものをするということじゃなしに、評価をして、いろいろとこの悪いところ、あるいはいいところを含めてですけども、学校改善を図っていくと。このことが私が大切でありまして、いわゆる目的がですね、ずれないようにですね、ぜひともいい意味での学校改善というのを図っていただきたいというふうに思っております。そういう面ではですね、この教育の改善の課題というのをね、明確にさせていただいて、教育行政というものに生かしていただきたいなというふうに思うんですけど、その点いかがでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、教育長。

教育長（衣笠孝君） この評価につきましては、議員も御承知のように、会社の方では早くから入っておったんですけども、学校の方ではまあ馴染まないというんですか、外部公開までは馴染まないという点もありまして、内部ではいろいろこうやっておりました。ちょっと詳しく言いますと、内部ではですね、教育目標、教育課程、年間計画、校内研修、授業、教材、学校図書、道徳、その他たくさんありますが、そういう事柄について評価をしております、それぞれについて今年はどうであったかと、来年はどのようにしたらいいかと。教科指導につきましても、そういう点は問題点は出して、校内で来年度はこういうことに力を入れていこうというようなことをだいたいやっておりました。17年の10月ごろに、中央教育審議会の方からも、この評価をしたものを外部に公開する方が良かろうという一応の答申が出ております。法的なことはきちり出ておりませんが、そういう点で、こういう内容につきましても、外部の方々に評価をいただいて、それを学校の指導、あるいは運営に生かすと。こういう点をこれからちょっと研究していかないかなと思っております。そういう点で、議員御指摘のような事柄をこれから学校運営の方に十分生かすように、今後とも努力をしていきたいと、そういう所存でございます。

〔井口君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、井口君。簡単をお願いします。

3番（井口春美君） はい。これはここにサンデー毎日で上ってきとんですが、これは約3年ほど前に出た雑誌なんですけども、私これなぜ置いておるかと言いますとですね、当時ですね、「学力低下はこう防げ」「親のやる気が我が子を救う」というのが、まあもし良かったら後で見ていただいたらいいと思うんですけども。私は別に学校評価をしてですね、学校の甲乙をつけようとかね、そんな気持ちはさらさらありません。要は、親も含めて、あるいは子も含めて、学校も含めてですけれども、そのいわゆる日本の救うというのは、大きな意味では教育だというふうに、私は人づくりだというふうに思っております、その点に小さな町であるけれどもですね、一生懸命取り組んでおるんだということがね、私は内外に示せたらですね、教育委員会としての使命を私は果たしているものと思います。そういう面で申し上げたわけでありまして、今後ともぜひとも人材育成にですね、御協力をいただくようによろしくお願いして、質問を終わります。

議長（梶原義正君） 以上で井口春美君の質問は終わりました。続いて、6番、木村慎吾君。

6 番（木村慎吾君） 失礼します。6 番、木村です。

いろんな町民の方からたくさん問題いただいて、3 時間ぐらい時間がほしいんですが、6 分の 5 を切り捨てなければ仕方がない、おかしな一般質問になります。お許してください。

今、常々こう、いろいろ感じていたんですが、どうもこういただく答弁が時的的外れがあったり、時間の無駄を感じます。答弁は端的、明解にしてください。前回の（1）の質問にもそれがあって、30 分では再質問する時間がなく、そのままにしましたので、ここで再質問します。

旧佐用町で水道水源保護条例ができてから、当局の責任である住民や企業への保護に関する知識の普及、意識の高揚などについて、どのようにして、どういう具体的な効果がありましたか。また、今後どうされますかと質問しました。下水道ができたからといって水がきれいになるものではありません。琵琶湖の例を見ても、公共下水道のものすごいのができて、かえって赤潮が増えた。付けられた京都大学の先生、設計者の京都大学の先生をお呼びしたら、絶対質問してくれるなということで講演をされたようなことです。だから、完全にきれいになるとは言えません。また、私は小学生にどうしたかと言っているではありません。これが佐用で決まってから、私は町内の数箇所を毎日のように観察していますが、全然変化がなく、ひどくなっているところさえあります。また、前に言ったような灯油でなく、今度は食用油らしい油が一面に流れている現場も何回も見ました。放送とか広報とかで流しっぱなしなら誰でも出来ませんが、そうではなく、効果のある啓蒙をどうされたかと聞いているのです。

（2）水道水源保護条例の中で、どの言葉が一番大切だと思われませんか。

（3）これも旧佐用町議会で質問しましたが、明確な答弁がなかったもので、「汚濁」と「汚染」の違いを科学的にどう解釈されているか、明確な説明を聞かせてください。

（4）旧佐用町外の主な河川の状態、また、不法投棄をどう把握されていますか。資料ができていれば配付してください。

（5）江川筋の方が今度の末包牧場の競売問題について大変心配されているという電話がありました。また、直接聞きました。競売の裏に何か談合のようなものがあったのではないかと噂までありました。昔の公害問題の繰り返しかと心配されています。絶対大丈夫と保障できるのかと厳しく言われる方もあります。どうされますか。最近、江川川がまた汚れかけ、日によっては非常に臭います。先日の新聞にも、岡山県と兵庫県の間ぐらの瀬戸内海側に、赤潮の発生が強くなった。言い換えると、川が汚れてきているということです。末包の川が汚れたら、上月方面の方は、その汚れ水を飲んでることになるわけです。しっかり考えてもらいたいんです。

大きい 2 番、通行弱者のために安全・安心の通路。先日、上町の三叉路にある穴を埋めてくださって、女性高齢者の方が大変喜ばれていました。代わりにお礼を申し上げておいてくれえということでありました。できれば、穴から出た砂利も片付けてほしい。そのままになると足が滑ってしょうがないということも言っておられました。今まで、栄町でも 2 箇所、山平で、平福で、江川で、吉福橋の手前、大型店の前、大成の裏道なども町民から意見が出た場合にすぐに直していただいて、多くの町民の方から喜びの声を聞きます。しかし、先日、やはり高校生の自転車通学上の問題点、また、ちょっと名前がはっきりしないんですが、四輪のまたは三輪の電動車がありますね、障害の方が乗っておられる。その問題点もお聞きしました。そのつもりで各地の道路を単車でゆっくり走るとかなり問題点が見られます。国道であろうが、町道であろうが、佐用坂を含めて、住民、特に、交通弱者のために早急に直してほしいものです。

大きい3番、4町合併により新しい幕を開かなければならないもののひとつに、大撫山の天文台公園があります。観光地でもあるし、新佐用町の子どもの自然科学教育ということで非常に大切な施設であります。来光数も少なくなっていると聞いています。県の施設はそうですが、天文台及び公園としてどういう計画を立てられ、町としてどういう援助をされますか。例えば、案内板にも問題があります。小さいことでは、佐用のお土産にも一考がほしいものです。また、長尾方面からの道も、南中山方面からの道も、20年も経ってかなり傷みが見えてきましたが、補修はどうされますか。

残念ですが、今回の質問はそれだけです。以上です。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい、議長。それでは、木村議員からの御質問にお答えをさせていただきます。まず、水問題に関する御質問についてでございますが、何度も御質問いただき、なかなか十分な、的確な答弁が出来ませんけれども、なかなか難しい問題です。私なりに答弁させていただきます。

まず、水道水源保護条例に関する質問でございますが、本条例の目的等の条文につきましての説明は、昨年12月定例議会で申し上げましたとおりでありまして、省略をいたしました。旧佐用町・上月町の両町におきまして、平成12年公布施行し、4年が経過をし、この間、それぞれの町において条例の目的に則し、水道水源の保護に努めてきたところでございます。町行政の責務である住民や企業への水源地域の保護に関する知識の普及および意識の高揚を図る施策の具体的な効果、また、今後どうされるのかという御質問でございますが、12月定例議会でも申し上げましたけれども、厚生労働省等において全国的な運動として毎年6月に実施をしております水道週間の期間において、水道保護の重要性の理解を深めるために町広報誌を媒体とした広報活動や、近年の下水道の普及に伴う水需要の増大に対処するため、水源保護の必要性や節水の重要性に関する広報、啓蒙活動を行い、水も限りある資源としての意識の高揚、水道についての理解と関心を高める施策を行っております。具体的な効果云々であります。あらゆる機会、また、さまざまな会議、会合において、水源保護の重要性の啓蒙活動の推進に努めながら、また、小学生等の社会科の水道施設での体験学習等通じ、水道水を作る上で、いかに森林や農地を守り、自然環境の保全の重要性、河川等への廃棄物の不法投棄、ごみのポイ捨て等の禁止など、人間的な生活を営む上で、基本的・社会的なマナー、ルールを身につけることの大切さを、また家庭においても話し合っていたいただき、家庭から地域へ、地域から町全体へと自然環境保護の輪を広げ、また継続的な取組みを展開して、安定的に給水できる水源の確保、水源保護の意識高揚施策を推進、啓蒙してまいりたいというふうに考えております。

次に、水道水源保護条例の中で、最重要の言葉は何かとの御質問でございますが、本条例第1条の目的を規定しておりますが、その条文の中で「きれいな水を享受する権利を守り、現在及び将来にわたり住民の生命・健康を守る」、このことがこの条例の中で一番その目的を示しております重要な文言でございます。

次に、「汚濁」と「汚染」の違いを科学的に説明されたいとの御質問でございますが、私には環境問題に造詣の深い木村議員に科学的に説明さしていただくような知識・能力というものは十分ございませんけれども、私は用語として一般的に、「汚濁」はさまざまな物質が混じって、水質、水の状態が汚れている、悪くなっている状態ということに用いられます。また、「汚染」という問題につきましては、これは人間がいろんな活動の中で作り出した人体、生命、ものに悪い影響のある化学物質や病原菌など、そういうものが水や大気に広がっている、そういうような状況を言うというふうに思っております。

次に、旧佐用町以外の主な河川の状態、また、河川周辺の不法投棄等の把握はどうかという御質問についてでございますけれども、旧佐用町以外の主な河川の状態につきましても、現在のところ特に問題はないというふうに認識をしております。河川周辺の不法投棄につきましては、合併以後 2 件の不法投棄があり、単車 1 台、タイヤ 1 個、家庭ごみ 6 袋が捨てられておりました。また、河川周辺地以外でも 4 件の不法投棄があり、これは家庭ごみで合計 23 袋を回収しております。このことにつきましては、警察にも通報するとともに職員が処理に当たっております。また、旧上月町の万能峠、杉坂峠の県境付近での不法投棄につきましては、毎月 1 回シルバー人材センターに託して回収を行っております。

次に、末包牧場の競売についての件でございますが、議員連絡会や定例会においても御報告をさしていただきましたように、町におきましても県知事より買受的確証明書を交付していただきまして、本年 1 月 12 日から 19 日までの入札期間に適正な価格をもって応札をいたしました。しかしながら、1 月 25 日の開札により、他の事業希望者が 1,250 万 5,000 円で高札され、落札をされております。その後、裁判所より落札者に競売決定がなされ、確認いたしましたところ、現在は売却代金が納付され、裁判所において所有権移転登記手続きがなされているように聞いております。地元末包集落に対しましては、2 月 3 日の役員会に担当職員を出席させまして、経過報告と新たな展開に対する行政と集落との協力体制、情報交換等、今後においてもいろいろな問題が発生しないように注意していくことについて確認をいたしております。

次に、通行弱者のための安全・安心についての道路についての御質問でございます。合併時の新佐用町の道路整備状況は 1,832 路線、676 キロメートルのうち、改良率約 36 パーセント、舗装率約 52 パーセントとなっております。改良率が示しますように、見通しの確保、幅員の確保、あるいは待避所の設置、また未舗装箇所の解消等々、歩行者運転手に安心・安全を与える十分な手立てが今後とも必要なは言うまでもございませんが、町単独事業での施工となりますと、予算的な面で、また県関係機関からの支援も現在財政状況においても非常に厳しいものがあります。町内の道路状況を地域の皆さん方から的確な情報をいただきながら、投資効果等も加味しながら、順次町道整備事業を進めていかなければならないというふうに考えております。更に、簡単な補修作業で歩行、運転、通行の安全性が高められるものにつきましては、材料提供等による地元施工、あるいは役場職員自らが対応をしてみたいというふうに思っております。

次に、天文台公園のあり方についてでございますが、1 点目の自然学校関係では、西はりま天文台公園においても平成 2 年の開設以来、自然学校の受入拠点施設として県教委から専門指導員 2 名の派遣の下、実施をしてみいました。現在も毎年二十数校を受入れておりますが、ピーク時に比べますと受入れ学校数は横ばいで、授業数は確実に減少をしております。原因として考えられますことは、自然学校が開始された当初は受入れ施設も少なく、専用施設の県立南但馬自然学校もありませんでしたし、年を重ねるたびごとに受入れ施設も増え、今では民間の受入れも積極的にされているところから、施設利用が分散をしているということがあると思います。また、西はりま天文台公園の自然学校受入児童定員は 120 名、3 クラス程度でございます。これにより大規模な小学校は必然的に利用が出来ない状態でございます。今ひとつは、小規模学校では児童数の減少が非常に続いておまして、いわゆる少子化が児童数の低下を招いております。これら 3 つの要素が参加児童数の低下を招いているものと考えております。

また、教育施設としての問題でございますが、自然学校の受入体制の中心に、利用者の声を聞きながら、可能な対応をしてみいましたが、利用者の期待に応えられるよう、今後もその施設内容を充実させていく必要があるというふうに思っております。

また、観光施設としてはどうかとのことでありますが、元々、兵庫県産業労働部の C S

R施設として整備されたものでありますが、昨今の観光は特徴のある教育的視点が大きな要素となっておりまして、天文台公園でも星空を含め、本物の自然を対象とした特徴ある事業の取組みで、観光にもつなげているところであります。これまでも、佐用郡観光連絡協議会による観光モニターツアーや神姫バス、佐用観光協会、佐用町商工会によるハイキングイベント、写真コンテストや観光パンフレットによるPRなど、観光関連のさまざまな取組みにも協賛をしてきたところでございます。今後も更に商工観光課との中で連携を図り、町の重要な観光資源としても宣伝普及に努め、利用者の増加と地域経済の活性化に寄与できるよう努めていきたいというふうに考えております。

次に、天文台も小学生のために今のままで良いかとのことではございますが、小学生向けの充実したプログラムの作成が必要であると感じておりますし、場合によっては付属設備も考えなければならないと思います。小型望遠鏡を使った「星の出前事業」では、小学校においてミニ観望会を開催することも可能でありますので利用していただければと思います。教員の方へも関心も深めてもらえる何かをしなければならないということで、現在は教員向けの指導講座も一部開催し、好評を得ているところでございます。

次の、進入道路の傷み等をどうするかということではございますが、補修改修を必要とするところが生じれば、当然早い対応を講じてまいりたいと思います。園内につきましては、この冬の除雪作業で傷んだところもありますので、県にもお願いをし、早く補修出来るように検討してまいりたいと思います。

以上、木村議員からの質問に、この場での答弁とさせていただきます。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、6番、木村慎吾君。

6番（木村慎吾君） はい。あと10分しかありませんので、大急ぎでいきます。

はじめに、天文台公園についてですがね、確かに子どもの数も減ったとか、いろいろあるんですけど、ちょっとこないだ言いましたように、やはりあの、自然がだんだん消えてる自然公園になってるんですね。これは、内海こういち先生にご指導いただいて作られたころの自然観察の手引き、これとどこに何があるかということ書いてるんですが、ほとんど消えています。それから、天文台公園に非常に珍しいじんじょう草が生えてるんです。これを私は主材にして民話を創作しました。子どもにやったら非常に喜んで、何かこれ上月の方の老人会で使ってくださいったとか。岡本さん、そうでしたね。そういう話を聞いてびっくりしたんです。実は、これは砂鉄を原点にしとんです。あそこはたくさん砂鉄の出るところで、高尾山行ったら四角い磁鉄鉱が出るんですね。そういうふうなあの周りにはいくらでもね、科学的に分かることがあるんですよ。僕は天文学者作るんじゃなくて、天文学をやることによって子どもの科学性が伸びるということをね、本当に天文台で大事にしていきたい。それ、思うんです。例えば、私、幕山の小学校に勤めとるときに、晩に子どもたち、親も来てもらって、集めて、学校のちゃちな天体望遠鏡で空を見ました。大撫で一番初め天体望遠鏡持って上がったんは、中山の人やと思うんです。担いで上がって、そして子どもが見ようと思うと、もう親が取り合いするんですね。子どもが見れないぐらいの状態の中でやったら、親の姿勢が、学校に対する姿勢がコロッと変わったんです。それについてはここであんまり言いませんけれど、僕もびっくりしたんですよ。それが、佐用郡で初めてステレオ装置、高級なステレオ装置を買うところまで親が力を入れてくれた。その後、各学校へ勤めたときに必ずこの天体観測をやるとね、子どもが後の理科の学習が変わってきます。そういう意味で非常に大事なんで、何とか天文台の方でも、（聴取

不能)ともいいんですけれど、もうひとつその向こうにある子どもをね、しっかり見つめてやってください。本当にあの、僕は期待しております。天文台については申し上げることはもっとあるんですけど、それぐらいにします。

それから、交通弱者のための件なんですけど、実は私、2年前に体を痛めまして、救急車に乗ったときに、初めてこれは大変だと思ったんです。寝てて、力の抜けた体で寝ててね、運ばれると、どんだけ体にひどくひびくか、僕鼻血が出るんやないかと思ったんです。ちょっとしたことがね。後で歩いてみたら、何やこれっちゅうようなとこです。特に、僕が心配してるのは、僕自身は体、要骨を4個砕いておりますので、自動車には乗っていけないことになって単車で走ってますが、風が吹いたときに道路のデコボコしたとこ通るのは非常に危険です。高校生、ようこれ通うんだなと思うんです。見て回りますと、あちこちやっぱり問題があります。ゆっくり見て回ると、ここ大丈夫だろうか、ここ大丈夫だろうかと思うところがあります。この前、上町のアそこを直してもらっただけでも、高齢者の方がとっても喜んでおられました。本当にあの、足の弱い高齢者は、私も高齢なんですけど、非常にこたえるんですね。何とかあっちやこっち、もう1回よく見ていただいて、例えば今、寺坂を昨日越してみたんですが、あそここのところにも三河の側の方に大きな穴が開いています。2箇所か3箇所ありましたが、こっちから下るときには大変ですわ。上るときは気が付かないんですね。下るときが危ないんです。それから、これは早瀬だったかな。歩道に鉄で組んだ枠がはまっておりますね。普通はこの線と直角の方向に走るんが、そこだけどうしてか並行の方向に鉄の枠が組んであるんですね。あそこ自転車で通ったらどうなるだろうと思うんですね。そういうところがやっぱり細かく見るとあります。大変だと思うんですけど、現場を一遍見ていただければありがたいと思います。

それから、2番の問題について重要な言葉は、私も同感です。町長の言われたとおりで、やっぱり水っていうのは命を守る一番大事なもんなんです。人間の体の4分の1が水でできてるって言われるんですから、本当に大事なんですけど、それについて私は水道水源保護条例作るときに、これはもっと易しい言葉で書きなさいって言ったんだけど、いわゆる条例だから条例らしい言葉っていうことになったんですが、かえってそれは人々に難しさを感じさせるだけなんです。例えば、汚濁、上月のホテル条例には「汚濁」という言葉が出てますが、もしこれがそのままであれば、ホテルのところに田植えは出来ません。代掻きも出来ません。水が濁るんですから。1万5,000円ほどする分厚い環境用語を調べてみたら、「汚濁」という言葉は出てないんですよ。「汚染」なんです。そういう点、都会の役人が作った条例どおりには田舎ではいかんいうことを知ってください。特に、私一番これ感じたのは、未包で昔ね、小中山から流れた水でたくさんの魚とカニが死んだんです。不思議だなあとあって、すぐ保健所へ聞いてみたら、保健所と警察が来てくれて調べてみたら、上の浅田養鶏でね、薬品を流してたんです。たくさん流してたんです。水はきれいです。透き通ってね、底まで見えるきれいな水なのに魚とカニ、たくさん死んだんです。そういう点から私は、「汚濁」と「汚染」は違うんだなと。こないだ大日山川を見てくれえという知人があって行ってみたら、魚あんまりおりませんね。水見たとこきれいけど、底見たら、未包川と非常によく似ています。そういうふうにならぬ水の問題、もう一度よく考えていただかないと、町いくら一生懸命になっても町民に分かりにくい。私、実は昨日、佐用川にあるところにごみがすごく溜まってのを拾い集めてみると、黒い袋に3杯ぎっしりありましたが、中にですね、消毒液が入っていたスプレーが2本入ってるんです。そういうもの知らん顔してどんどん流すわけですね。そういう点、今後町民への啓蒙を考えていただきたいと思うんです。不法投棄は大変たくさんあります。見て回ったら。例えば、奥多賀の一番奥に不法投棄があります。もうなくなりかけていたのに、江川の大畠から岡山県へ越す方、あすこの上にまたテレビやいろんなもん捨ててます。石井から岡山県へ越すところに

もあります。そのような皆川上ですから、下へ流れて上月の方へも行くんです。そして、瀬戸内海へ行って、それは結果としていろんな問題を起こすわけですから、何とか考えてください。

時間がありません。もうちょっと言いたいことあるんですが、町長、その辺のことについて何かお考えがあったら、聞かしてもらえたらと思います。また、環境関係の課長さんでも結構です。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その辺のことって言われても何を答えていいんか分からないんですけども、そういうその生命、また水というのはですね、この健康を守る、生命を守る、このことは私たちの生活の中からその原因が生まれているという。そういう意味で町民みんながね、これについて、これを汚さない、また環境に対してそういう行動をしないという、そういうモラルですね。これはもう社会常識として、これから気を付けなきゃいけないと。このことは学校教育の現場、また生涯学習、いろんなところでね、確認をし、これはみんなが協力をしなきゃいけないということ。そういう地域づくり、まちづくりの中でも捉えていかなきゃいけない問題だというふうに思っております。

議長（梶原義正君） 以上で木村慎吾君の質問は終わりました。次は、36 番、森崎龍二君。

〔森崎君「はい」と呼ぶ〕

〔森崎君 登壇〕

36 番（森崎龍二君） 36 番議席、日本共産党の森崎龍二です。

私は、農業の活性化、特に、地域特産物づくりへの支援について一般質問をします。

まずはじめに、今農業の働き手と農業、農家の後継者不足、耕作放棄地の膨大などが急速に深刻化し、集落の維持すら困難な事態が広がるなど、農業・農村の危機は、食料自給率の低下だけでなく、地域経済と国土・環境の破壊など、国民の生存基盤に深刻な影響を与えています。こうした現状に対する町長の見解をお伺いします。

次に、農水省は、昨年 10 月、今後の日本農業について品目横断的対策、米政策改革の推進、農地・水・環境保全向上対策の三本柱からなる大綱を発表しました。その中心は、「品目横断的経営安定対策」と言われるものですが、多くの農家がこれに対して不安を持っています。本町においての今後の見通しをお伺いします。

はじめ、2 つは農業を取り巻く厳しい環境を取り上げたわけですがけれども、このような環境の中でも何とか地域農業を守り、発展させようと頑張っておられる農家の方々がおられます。「西はりま食の達人」認定制度に加入しておられる農家もその 1 つです。それらの方々は、「地域特産物づくりを進めたい。しかし、自力だけでは大変困難。せめて、3、4 年の間だけでも行政からの支援がほしい」そう願っておられます。

昨年、調印された合併協定書では、「特産品開発関係の支援・振興施策等や農業振興助成制度については、合併後速やかに調整する」などとなっていますが、意欲ある農家の願いに応え、補助あるいは助成などの要綱の具体化を急ぐべきではないかと考えております。前向きな回答を求めたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい、議長。それでは、森崎議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の農業・農村の危機についてでございますが、中山間地であります佐用町におきましても、言われますように過疎化、高齢化が進む中、必然的・経済的・社会的条件の不利性から、担い手の減少、耕作放棄田の増加などが大きな問題となっていることは十分承知をいたしております。多目的機能を持っている農地を保全するために、また、農業生産の維持を図るために、佐用町水田農業担い手育成奨励補助金交付制度や、中山間地地域等直接支払制度など、既存の事業を活用しながら農業の後継者不足、耕作放棄地の増大防止等に対応をしているところでございます。

次に、先の敏森議員にお答えした答弁と同じになりますけれども、平成 16 年度から 3 箇年の対策として現在講じられております産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定化対策などを見直しまして、19 年度から 21 年度までの米政策改革推進のための国の支援施策の大枠が決定をされたところであります。品目的横断的経営安定対策は、米・麦・大豆の価格変動による収入減を補う交付金でございますが、交付対象となる担い手の条件が厳しいものとなっております。これからの課題といたしましては、町では地域担い手育成総合支援協議会を立ち上げまして、国の政策の対象となりえる担い手育成をまず推進をしていく考えでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、「西はりま食の達人」認定制度では、西播磨地域で安全・安心な農作物の生産に必要な技術を習得・実践し、供給を行うことの出来る生産者を数多く育てることにより、消費者と生産者の結びつきをより一層強めていくための県民局長が認定する制度でございます。現在、佐用町では 129 名の方が「西はりま食の達人」として認定をされておられ、地域の農産物生産に意欲的に取組まれております。また、加工部門におきましても、この 3 月から 9 つの農産物加工組織が認定を受けられ、佐用町の特産品として取組んでおられます。今ある観光農林物産の有効な活用方法を再検討する中で、ひまわり・もち大豆・そばなどのこれまでに旧町が取組んできた特色ある地域農産物については、農業振興の柱として引き続き支援をしまいたいと考えておりますし、また新たな特産品の取組みについても出来る限りの支援をしまいたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔森崎君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、森崎君。

36 番（森崎龍二君） まず第 1 点目、最初の農業を取り巻く現状についての認識は、ほぼ同じような考え方だと思うんですけども、この要因につきましては、やはりこの自民党政府がとってきたその政策の結果、このようになってるというふうに私は考えてるんですけども、この点についてはどうでしょうか。それが 1 点目。

それから、このいわゆる敏森議員にも答弁があったわけですけども、品目横断的対策について答弁もありましたが、この佐用町におきましては、これに耐えうる組織、農家というのは、どの程度というふうに把握されてるのか。そしてまた、条件に合わない農家、敏森議員のときに答弁されたのは、20 ヘクタールという条件の中では、最小限 11 ヘクタール程度でも認定されるだろうというような見通しもあったわけですけども、その辺の認識についてはどうかということが 2 点目。

それから、先ほどいろいろ、これまで合併協定書の中では、現行どおり新町に引き継ぐということで、この昨年度まで、まあ今年度までというんか、各旧町でいろいろ補助対象、あるいは助成対象とされてきたことについての特産品開発関係とか、特産品加工販売関係とか、そういうことについては、いわゆる旧町時代の水準で助成がされて、しかも先ほど言いました「食の達人」なんかにつきましても、新たにそれも認定していこうと、そういう方向で取組まれるのかどうか。

まず、この3点についてお伺いしたいと思います。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 現在のこの農業がおかれている状況、これがいわゆる自民党の政治のこのことによって、こういう状態になったのではないかとということですけども、私はまあ当然戦後、日本の国の政治としては、政党として自民党という党が長年政権を担当してきたこと、その中でまあいろいろと国、いろんな政策が出されてきたということは確かだと思いますけども、ただ、自民党、当時の政府といたしましてもですね、何とか世の農業というものを守っていかなきゃいけないということで、いろいろな助成制度を作り、これまでも相当のお金を投入されてきたことは確かだと思っております。しかしまあ、日本の現在の農業の状況というのは、そういう中ですね、どういう政党がどういう考え方でやったとしても、なかなかですね、元々この経済優先というような中で、農業というものを捉えていくとですね、この農業自体、農業で十分な経済力をですね、保てないと、生活が出来ないという中では、こういう問題というのは、この社会の時代の流れの中で起きている問題ではないかということも思うわけです。ですから、どこの政治なり政党に責任があるというのではなくて、日本国全体の問題としてこれは捉えていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、まああの、現在のですね、制度の中で、新しく打ち出された制度の中で、この今、佐用町内の農家の方がどこまで耐えうるのか、出来るのかという問題。その数字的な問題については担当課長の方から答弁をさせます。

また、合併協議の中でですね、これまで旧町でそれぞれ支援をしてきたいろんな助成制度、こういうものの取扱いにつきましても、各町かなりそれぞれいろいろな形でやっておりましたから、調整が必要だということになっております。まああの、18年度におきまして、ある程度調整も当然した中で予算も編成をしておりますので、その点につきましても担当課長の方から答弁をさせます。

担当課長。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 新制度に伴います19年度から計画されます認定農業者の対象、また、集落営農についての対象がどのくらいあるかということなんですが、まずあの集落営農組織としては、東徳久のですね、農事法人につきましても、この組織についてはそのまま新制度にのれます。もうひとつは、KKOと言いましても、久崎に3集落で組織されております営農集落がありますけども、この組織はですね、5つの要点を満たすという計画の基でしたらまあ、対象になるということでございます。佐用町全体の面積から言いますとですね、営農集落で行おうとする対象地域から言いますと、既にまあ団地化され

ている地域、米・麦または大豆を作られているところでございますけれども、佐用地区で7集落、それから上月で4集落、南光で6集落、三日月で3集落ということで、現在やっているのが、新町では、佐用町では20集落がこの集落営農として対象は可能であるというふうには思っております。

しかし、その集落営農をするに当たりましては、5つの要件が継続なりクリアしなければならないということになっております。1つにつきましては、農業地の利用集積表の設定。それから、規約が必要となってきます。それから、経理の一元化。それと、下の従業者の所得目標の決定。それから、農業生産法人化への計画。まあ、法人化へ向けての計画。こういったことが要件となってきます。

それとですね、こういった集落営農、これは20ヘクタール以上ということでございますけれども、県の方としまして中山間地、または特定の地域というようなことから緩和措置を講じるということでございます。まだ、この緩和される面積については、まだ決定ではございませんけれども、先ほど敏森議員のときに、概ねまあ11ヘクタールというような数字も出ておりますけど、まだ決定ではございません。

それと、もう1つは認定農業者というような、この指定を受けられた方ということになります。この方につきましては、4ヘクタール以上。このことにつきましても、県としても緩和措置を設けるということになりますので、これも前回の質問のときに出ております。まず、決定ではございませんけれども、4ヘクタールが2.6ヘクタールぐらいにはなるのではないかなというようなことも言われております。この認定農業者につきましても、経営規模の拡大計画とか、生産方式の合理化、それから経営管理の合理化計画、そういったことの計画が必要になってきまして、現在、佐用町では28名の方が認定農業者ということに認定を受けられております。そういうふうな計画を基に、町の農業者の認定を受けられ、そういった方々には対象となるわけなんですけども、面積要件なり、こういうふうな組織の目標というのが出てきます。

それと、次に、協定書の中での現行どおりの新町への引継ぎのことなんですけど、このことにつきましては18年度におきましては、旧4町での合併協議の中でですね、合併後の引継事項、または合併後引継いでいこうといったことにつきましては、18年度はそのまま予算化させていただいております。

それから、「食の達人」そういったことにつきましても、129名ですか、現在認定されておりますけども、今後もこういった生産者、または加工される方につきましても、今後もいろいろ研究なり、増やしていただきたいということで、町としてこれを推進していきたいというふうに考えております。

〔森崎君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、森崎君。

36番（森崎龍二君） ちょっとあの、実際の予算のときにも審議されると思うんですけども、予算書の中で102ページのいわゆる負担金補助及び交付金で農作物特産定着化対策費補助金というのが、今、課長が答弁された中身の1つでしょうか。それと合わせて「食の達人」の問題もこの中に含まれているような予算として計上されてるのでしょうか。

町長（庵途典章君） 担当課長。

議長（梶原義正君） はい、課長。

〔農林振興課長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あの、18年度予算につきましては、旧町の特産品の生産につきましては、旧町ですね、調整をしていった単価をですね、合併前に協議した単価をもってですね、それを引継いで予算化させていただいております。「食の達人」の予算が入っているかというものは、これはちょっと違いますけども、「食の達人」については信頼ある農作物の作付けについてですね、化学肥料、そういったものの予防、そういったものをですね、極力抑えてやっていこうというような内容でございますので、予算化させていただいておりますのは旧町ごとの特産品のものについての助成制度、補助金として予算化させていただいております。

〔森崎君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、森崎君。

36番（森崎龍二君） 最後に確認ですけども、先ほどの「食の達人」についての、そちらにも話が通じてるのではないかと思うんですけども、これはまだ予算化まではいってないという理解でいんでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あの、「食の達人」についてはですね、生産者が県の方に申請して、講習なり一定の要件があって、講習など受けられます。それをもって、県民局長が認定されます。それについての何を作るとか、そういうふうなものとは違いますので、こちらに予算化させていただいておりますのは、転作奨励の関係も過去の2年間のこともありますけども、旧町で生産していただいた、例えば、もち大豆、それから、ひまわり、それから、蜜源れんげ、それから、飼料、作物。そういったもので町単独として助成していこうというといったものについては、合併前の引継いだ単価をもって予算化はさせていただいております。

議長（梶原義正君） 以上で森崎龍二君の質問は終わりました。続いて、24番、坂本順子君。

〔坂本君「はい」と呼ぶ〕

〔坂本君 登壇〕

24番（坂本順子君） 24番、日本共産党の坂本です。

まず最初に、子育て支援の充実を求めて質問いたします。急速な少子化の進行など踏まえ、次世代を担う子どもたちが健やかに育成される環境の整備を図るため、国は平成15年7月、次世代育成支援対策推進法を定めました。同法は、すべての都道府県、市町村に国が定めた指針に基づく行動計画の策定を義務付けました。旧4町も行動計画の策定は平

成 17 年 3 月に完了しています。そこで伺います。

1、行動計画の策定に当たって、旧 4 町で調整されましたか。策定するためには、次世代育成支援地域評議会を設けるようになっていますが、協議会はもうけられましたか。

2、行動計画の中に子どもの居場所づくり、校庭の解放、体育館の開放等が計画されていますが、検討されていますか。

3、学童保育の実施について検討されていますか。学童保育は 1998 年 4 月より法制化され、8 年目を迎えます。合併協議会の中で検討することになっていました。新年度予算に計上されていますが、その内容はどうなっていますか。

次に、出生祝金の増額を求めて伺います。合併までは各町単位の出生祝金制度でしたが、合併と同時に制度のサービス低下になった旧町の対象者は不安と不満を感じています。子どもを出産するための支援策としての祝金の必要性をどう考えておられますか。

以上、答弁よろしく願いいたします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。それでは、坂本議員からの御質問にお答えをさせていただきます。最初の行動計画の旧 4 町間の調整と協議会の設置というについての御質問でございますが、次世代育成支援対策推進法によります行動計画は、平成 17 年 3 月までに策定することとなっております。このため旧 4 町間では、合併後の見通しを持った中で、共同で計画を策定をいたしました。法律の規定に対応させるためにも、17 年 3 月段階では、旧 4 町ごとの計画と合わせて、合併後の新町の行動計画を同時に策定をしております。当然、この計画を策定するためには、小中学校、保育園、民生児童委員、福祉担当課長、社会教育関係者等からなる協議会を設けまして、アンケート調査などを実施してまいりました。

計画の中の子どもの居場所づくりにつきましては、合併前はそれぞれの社会教育、公民館での所管で実施をしてきております。また、本年 4 月以降の計画につきましては、新町内で出来るだけ統一化が出来るように調整をしているところでございます。また、校庭、体育館の開放につきましては、これまでもある程度開放してきておりますけれども、今後合併後の統一した規定を作るということで、出来るだけ開放が出来るように調整をしているところでございます。

次に、学童保育につきましては、各方面よりも要望を受けておりますので、今後の大きな課題であります。新年度は試験的なケースとしてマリア幼稚園を委託し、実施することを検討いたしております。理想的にはすべての小学校単位で実践することが望めますが、施設や人員確保、合わせて安全性の確保等、多くの課題がございますので、まずマリア幼稚園でのモデルケースを十分に分析し、今後実施を広げていく方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、出産祝金の増額についてであります。このことにつきましては、合併前の旧町では統一化されておりました。少子化対策に対しましてですね、いろいろな手立てを講じる必要があるというふうに思いますけれども、祝金が少子化の解消につながるということもなかなか今までの実績では上がっておりません。お祝いという観点から見てですね、財政状況も見込み、合併時の調整の中で 5 万円が適当ではないかというふうに決定をされております。お祝いという町民みんなからのやっばし子どもがお生まれになったことに対するお祝いとしては、5 万円程度が適当ではないかというふうに思っておりますので、今後この形で実施をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁といたします。

議長（梶原義正君） はい、坂本君。

24 番（坂本順子君） はい。最初の子どもの居場所づくりのことでございますけれど、旧上月の取組みは、土・日、長期休業の日ということは夏休み、冬休みだと思わなければ、それ校庭の開放になっていきますけれど、それでも土・日、そういう夏休み、冬休みはクラブ活動とかいろんな形で、結構子どもが遊ぶスペースがないようなことが、旧上月の取組みの中には書いてありました。それで、本当に必要なのは、平日の放課後の対応だと思わんです。両親共働き、核家族、それから低学年の子ども、入学して1年間ぐらいですかね、1年生の間は普通の高学年と一緒に帰れませんので、歩いて帰るんですけど、その学校の近くの子どもはいんですけれど、そこから1キロ、2キロの距離がある子どもたちは、子ども自体の数が少ないもんですから、同級生が、本当に万のええ子は2人ありますけれど、ほとんど1人ということも遠方から行く子はあるんです。その道中の危険性ももう心配するという感じで、家族もいろいろと対策を練っておられますけれど、厳しい今の時勢でやっぱり母親も働かざるを得ない状況の中で、子どもが帰ってくるのを迎えに行く時間がないので、本当に危ない中を子どもは帰ってくると思わんです。そういう子どもの安全を考える対応が私は必要ではないかと思わんですけれど、その点、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。学校開放の問題と、ちょっとまた学校の子どもたちのあと放課後とか、そういう安全通学の問題とはちょっと別問題だと思わんですけれども、どちらにしても子どもたちが学校を含めた地域の中で生活をする中でですね、子どもたちの安全を確保するということが、これは今社会的にも非常に大きな課題になっております。そういう中で、学校でのいろんな取組みもあるんですけども、地域の中でもですね、子どもたちの安全を確保するために地域の皆さんが安全パトロールをしたりですね、学校通学、下校等においても、地域の皆さんでやっぱり見守ろうというような、そういう運動もしていただいております。子どもたちが学校の授業、その時間の中ではそういうことで学校の先生方皆さんがちゃんと見ていただきますけども、あと、下校しなきゃいけないと。それで、低学年になりますと早く帰るとかですね、言われるような状況があるわけです。そういう中で、この学童保育というですね、あとそのお母さん方親御さんが働いておられると。家に帰ってもいないという状況で、学童保育の要望ということも聞いてるわけです。ただ、これについてもですね、現在学校において、まず家まできちっと下校するということが前提になってますのでね、途中でどっかに寄るといふのは困るということですし、じゃあそのままこの学校の中にずっと居るのかと。そうなるのとまたその場所の問題等、なかなかそれでは学校としても対応が出来ないというようなこともございます。その辺、この辺をどういうふうにしていこうかということで、先ほど答弁させていただきましたように、まず今あの、佐用小学校の管内ではですね、マリア幼稚園があと児童のジュニアクラスというのを作ってですね、学童保育も対応出来ると、やろうというふうにご検討いただいておりますのでね。まず、そこまでは子どもたちが一緒に行って、集団で行ってですね、帰りはきちっとそこまでお母さんが迎えに来るといふような対応がとれる方に対してですね、そういう学童保育的なことにまずやってみないと、やってみればというふうにご検討しているところです。ただまあ、ほかの学校等においても、まあアンケートとった結果、その

全員じゃないんでね。その少ない人数なんで、その辺をどうするのか。やはり学校そのものを延長してずっと置いてもらうのが一番いいのかなと思うんですけども。ただ、学校の行事、学校の先生方の対応という点についても、こちらもすべて思い通りにはできませんので、いろいろとこれから協議を考えていかなきゃいけない課題なんで、皆さん方からもまたいろいろと御意見も賜りたいと思っております。

〔坂本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、坂本君。

24 番（坂本順子君） あの、佐用郡の中でまあマリアだけがそういうふうの実施的、ちょっと実験と言うたらおかしんですけど、そういう形でマリアを利用されるということは、その佐用の小学校単位ではそれはすごくいいことなんですけれど、どこにも新入生はおりますから、そういう点で、1991 年から余裕教室をね、今子どもが少なくなって教室の空いてるところが小学校もあると思うんですけど、そういう教室を学童保育に利用する手続きが簡素化されているということも私は調べてちょっと知ってるんですけど、そういうことの正式に旧町の、旧の 4 町の中で対応出来るようになるまでは、そういう余裕教室も利用する方向で検討は出来ないんでしょうかね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、スペースの問題はですね、また学校等話がさしていただかないと分からないんですけども、それにしても、そこで、じゃあ誰がこうね、その間、どういうふうにその子どもたちを世話をするのかということですね。ですからまあ、この点、学校教育現場の中で、まああの、なかなか先生方にそれをお願いするというのは、今のところ難しかなというふうに思っております。ですからまあ、そういう対応をしようと思えば、各学校にですね、そういう対応出来る職員の配置というようなものをですね、考えていかなきゃいけない。ただそれも、1 時間、2 時間というですね、2 時間ぐらいの時間帯になるんですね。そういうその経験のある、また資格のあるような人を配置出来るかどうかという人の問題もございます。学校に余裕教室があるかどうか、その辺は教育長の方からちょっとお答えして、教育委員会としての考え方はどうかというのを答弁してもらったらと思いますけども。

議長（梶原義正君） はい、教育長。

教育長（衣笠孝君） はい。あの、学校の方の空き教室ということでございますけども、ちょっとこれは言葉が悪いんですが、小さい学校ですね、そこは今、子どもが減ったりますから出来よりますわ、空き教室。具体的に言いますと、上月の奥の方にあるんですけどね。佐用町もやっぱりそういうところが、旧佐用町ですね、出来よります。南光町の奥の方はそういう教室ありません、空き教室がね。学校によってそういう教室の方は、空いたり、空かなかったりするんですけども、三日月小学校は前からですね、空き教室を地域の老人クラブの方々と一緒に学習する地域学習の場に活用しております。ここでは、老人の方々がパソコンなんかを活用されてる部分で、子どもと一緒にやっておる。こういうふうにはまあ空いたところは以前から活用しておるという状況でございます、ちょっと佐用小学校には十分まだありません。今、町長おっしゃってますように、それぞれ各学校で、ゆ

くゆくはですね、学童保育というものは町長さん前端的に考えられますし、18年度から取組もうとしてくださったんで、大変いいことだと私も思うんですが、いくいくは各学校でやるのがまあ、議員おっしゃるようにね、一番いいんかも知れません。しかし、現在のところ、そういうところが確保出来ておりませんし、もし、学校でやるとすると、やっぱり職員との話し合いもせないかん。いろんなことが係わってきますので、本年度マリアの方やっておられるのに委託をされるということでございますので、そこんところでああやっていたいただいた事柄を課題にして、これからまあ研究を少し学校の方もしていかないかんのじゃないかなと、こういうことを今思っております。現在まあ、教室の空き教室は何ほありますから何ほ活用出来るというところまでは、ちょっと確認いたしております。

〔坂本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、坂本君。

24番（坂本順子君） それでは、次、出生祝金のことなんですけれど、金額が多いから子どもを産むという、そういう発想は成り立たないと思いますけれど、旧上月の場合の合併前の1年間をちょっと調べましたら、おくやみが76人で、おめでたが24人で、結局、子ども1人生まれて、成人3人死亡という状況を見ましても、子どもの出生がいかに切実な問題であるかということが分かると思うんです。それであの、死亡の場合は予告もなし、予定もなしに死は訪れます。けれども、子どもの出産はある程度予定が立てられます。産み育てる条件が充実すれば、若いお母さんたちも安心して計画立てられると思うんです。そして、その権限は女性にあると思うんです。女性の決心が鍵を握っていると思うんです。そして、財布も女性が握っております。そういう面で、本当に会計のこと考えて、きちっと自分が計画立てるのは本当は女性なんです。男性はほとんど無関心な方で、産むことも女性が苦労して、生まれて育てるのも女性が苦労して、そのお金も苦労するのは女性です。ですから、その女性が本当に安心して子どもが生まれる状態を作ってこそ、少子化はまた歯止めが利くと思うんですけれど、そういう点で、私は旧上月町の出生祝金の制度がすごく対象者の方に喜ばれて、充実していたということをお認めしておりますので、できれば1子、2子まではある程度出産しようかなという気持ちの方もありますけれど、3子になりますと、どうしても生活基盤が不安定でちょっとこう考えますので、せめて3子からでも出生祝金の増額は検討出来ないものでしょうか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、この問題につきまして、出生祝金というところから入っていくんじゃないかってですね、確かにこれは社会の今大きな問題です。国においても少子化対策ということで、税制面でまた大家族に対しての優遇をしていこうとかですね、いろんなそういう施策も、経済的な面での考えられております。町におきましてもですね、これは国も含めてですけども、その子育てがしやすい環境ということで、保育所の延長保育、また今先ほど話しました学童保育等の取組みなんかも、そういうことのために、そういうことに対する対策だというふうに思っております。まああの、確かに、いくらでもね、少しでもたくさんお祝金にしても、多ければ喜ばれることは確かだと思います。しかしまあ、旧上月町において、まあ比較することは出来ませんが、この制度があっただれ

だけ子どもの出生率が増えたかという、なかなか全体から見てね、ほかの町と比べて、じゃあそれが効果があったということではないと思うんですね。ただ、今それはやはり、今こういうふうに変な子どもの中で、町民みんなでやっばし出産についてお祝いしようという気持ちの中で、やはりそういう制度でやられてきたんだというふうに思います。だから、そういうことから考えたらね、まあ出生祝金については、この5万円程度が私は適当ではないかというふうに思いますしね、それをその1子、2子と3子とまた分けるといっても、これも何かちょっとおかしいなと、そういう観点からすればね。そういうふうに思います。まああの、少子化対策については、まあ、そのそれぞれの家庭、いろいろと経済的にもあると思いますけども、子育てがしやすい、また将来に対して希望を持ってまたこの家庭を作っていくという、そういう意欲の持てるようなね、まちづくりにいろんな面で取り組むことがまず大事ではというふうに思っております。

〔坂本君「よろしいです」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 以上で坂本順子君の質問は終わりました。続いて、10番、高木照雄君。

〔高木君 登壇〕

10番（高木照雄君） 10番、高木です。

一般質問1点、お願いしたいと思います。

高齢者の福祉事業推進についてお尋ねしたいと思います。町長選で町長の公約の中に、「子どもから高齢者まで安心して元気に暮らせるまちづくりを目指して取り組みたい」という文言がありました。現在、この旧町単位での外出支援サービスが行われておりますけれども、巷に地元の福祉タクシーを利用している方、また、タクシーの運転手等、また、ひまわり関係の方に携わっている方から、「一体、4月から外出支援サービスについてどうなるんだろうか」という声を聞きます。私自身も、旧佐用町の支援サービスについては分かりませんが、他の旧3町のサービスについて分からないために、課長にお願いして旧3町の支援サービス事業を知ることが出来ました。そこに現状の書類をつけております。各旧町の支援サービス事業については、それぞれ特徴を持った取り組みで対応されてて、新町として同じサービスの取り組みを考えなくてはならない時期を迎えたと思っております。今後の高齢者、障害者の外出サービスについての取り決めについてお聞かせを願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、議長。それでは、高木議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

〔高見君「大きい声で答えてあげて」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 聞こえませんか。これぐらいで。

外出支援サービスについての御質問でございます。御指摘のとおり合併前の旧4町におきましては、それぞれ異なった方法で事業サービスを行ってきております。合併協議の中でも問題となっておりましたが、当然まあ、なかなか調整、1本化することが出来ない

ということで、合併後に調整する大きな課題として残されております。このため、現在役場内部で関係する課長等で組織している検討会で協議をしておりますが、現時点で最終結論までは至っていないのが現状でございます。これは、議員各位よく御承知のことではありますが、旧佐用町ではタクシー乗車時の個人負担の1,000円を上限とする半額助成制度、旧南光町でのタクシーの初乗り料金の助成と、前日の電話予約によるひまわりサービスの実施、また旧上月町と三日月町でのある程度路線と時間を決めた診療乗合タクシー方式を、それぞれタクシー業者に委託をしてワゴン車を走らせております。このほか、社会福祉協議会に委託して実施をしております障害手帳や要介護度の判定を受けた方を対象とした移送サービスも実施をしております。これらの事業は、平成13年ごろより国の介護予防事業として高齢者の外出支援事業といたしまして、国・県の補助金を受けて拡大をしてきたものでございます。しかしながら、この補助事業は、平成16年度をもって打切られて、本年度からすべて一般財源で対応することとなり、新町での総事業費は約3,300万円を越える額となりまして、高齢化率の上昇が予測される現状では、この金額が今後ますます増加をしていくというふうに考えます。このため、現在の検討委員会では基本的な方針をすべての高齢者や障害者の皆さんに、出来るだけ公平に利用できる、また交通体系の整備とサービス体制の確立を目指した調整を図るよう指示をいたしております。最終的な結論には、先ほど言いましたように至っておりませんが、この際、将来的な財政運営を十分に考慮して、長期にわたって運営出来る制度になるようにしていきたいというふうに考えております。この中でも町内を運行する公共交通機関の存続のために、特に町内を運行するバス路線につきましては、新年度早々よりバス乗車券購入の補助制度を開始をいたします。この制度は旧南光町でも行われていたもので、3,300円のバス乗車購入時に本人負担を1,000円として、残りの2,000円を町が補助し、300円はバス事業者が負担するものでございます。この制度だけの町の事業費は360万円を予定しております。このバス路線補助は、現行でも町内を運行する3路線の赤字補填分は、直接バス事業者に補助をいたしてありまして、これにより乗車人員が多くなりますと、国の公共交通対策の補助制度も受けられる可能性がございますので、実質的な町の負担額は増加しないものと考えております。また、障害者手帳、療育手帳保持者及び介護保険制度の要介護者認定者の皆様に対しましては、これまで社会福祉協議会に委託してまいりました病院までの移送サービス事業を、町内統一して拡充する準備を進めております。この事業も旧町では若干の相違がありましたが、社会福祉協議会も合併したことから、新町内同一のサービスとして提供できる予定でございます。残りしました通常の高齢者の外出支援につきましては、現在旧佐用町のタクシー乗車補助を基本にして、回数券の発行時に利用者にも一部負担を願いながら、財政の許す範囲で継続することを検討をいたしております。また、旧南光町でのひまわりサービスにつきましては、一部利用者の限定、利用者負担の増額などを考慮しながら、全町的な取組みとなるように検討をいたしております。また、上月・三日月での路線巡回方式につきましては、委託先のタクシー事業者とも協議を続けておりまして、了承が得れば、新町内において必要、効率的であるというふうに判断をして、必要であれば同一方式で実施をいたしておりますけれども、この方式につきましては一般的なタクシー乗車補助制度を導入した方がいいということであれば廃止ということになるかというふうに思っております。

以上、この場での答弁といたします。

〔高木君 挙手〕

議長（梶原義正君）

はい、高木君。

10 番（高木照雄君） 大変こう難しい事業でありますし、財政を基にした事業でございます。こないだも（聴取不能）の方が笹ヶ丘に行かれて、町内分は 1,000 円負担ということで、それから後は自腹ということで、この制度はいんだけれども、新町になったら財政が困ってまうだろなという年寄りの方の意見でした。だから、私自身もその方と話したときに、そうですね、まあ、うちの町長はこういう形で何とかやりたいということ言われとんですけれども、自己負担をもっと大きくして、何とかこういった制度がやれるように検討していただきたいと思います。地元のこの旧町のタクシーの会社にしても、本当にこう 1 年間に自分の収入として、各町内、佐用町の場合は 2,000 万そうその経費いうんですか、運賃が入っているということも聞いております。そういった中でやっぱりタクシーのことも考え、タクシーの方にもお願いして、減額なことをお願いするとして検討していただいて、できるだけ皆さんが臨んでいる 30 パーセント以上の高齢社会に向けた現在でございます。何とか住民のそうした付託に応えていただいて、何とか元気なまちづくりが出来ますようお願いして終わらしていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（梶原義正君） 以上で高木照雄君の質問は終わりました。
ここで、しばらく休憩をいたします。再開は 3 時 10 分にします。

午後 2 時 5 0 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

議長（梶原義正君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行します。次は、2 番、笹田鈴香君。

〔笹田君 登壇〕

2 番（笹田鈴香君） 2 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

昨年 10 月 1 日に合併をしてから 5 箇月過ぎましたが、町民からの住民サービスの低下を耳にします。特に、旧三日月町、上月、南光町の方からは、「役場が遠くなった」とか、旧佐用町の人たちでさえ「本庁だけで済んでいたものが支所へ行かないと用が足せないことがある」「不便になった」と言われます。しかし、不便な分をカバーするサービス手段がなされていません。さて、合併説明会等で、町長は「負担は軽く、サービスは高く」と言われておりました。ところが、「負担は重く、サービスは低く」になっていくように思います。町長は合併後の住民サービスの低下についてどのようにお考えですか。

今日は「広報さよう」でもお知らせしていますが、確定申告の相談と国民健康保険証の更新手続きについて質問をしてみたいと思います。

まず、確定申告相談についてですが、1、2 月 16 日から確定申告の相談が始まっています。旧南光町は 20 会場から 3 会場に、旧三日月町は 11 会場から 4 会場になりました。送迎車も運行しているようですが、現状はどうなっていますか。

2、旧佐用町、旧上月町は今までどおりですが、高齢化が進み、会場まで行くことを負担に感じている人が多いです。例えば、奥海からゆう・あい・いしいまでですと 7 キロもあります。送迎車の運行などを検討してみませんか。

3、旧町に捉われず、近くの会場でも相談出来ることを広報等で周知しませんか。例えば、旧上月町桜山の樺坂は江川文化センターでも出来るなど。

4、平成 18 年度分から水稲所得標準が廃止されます。収支計算のしおりが配付されまし

たが、「分からない」と言う人が多いように思います。

5、老年者控除、配偶者控除等が廃止され、ますます住民の負担増になりました。そうしますことによって、課税をされませんが、課税をされると国保税、介護保険料にも影響しますが、どう思われますか。

次に、国民健康保険証の更新手続きについてお尋ねします。

1、国保証が今回、配達記録郵便で所帯主あてに送付されていますが、それはなぜですか。

2、古い保険証は本庁か支所へ返す事と広報に記されていますが、高齢者や遠距離の人たちなど、負担になりませんか。

3、旧佐用町の今までどおりの更新方法、各集落ごとを検討しませんか。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） はい、議長。それでは、笹田議員からの御質問にお答えをさせていただきますけれども、サービス後の住民サービスの低下ということで御質問でございます。ただまあ、合併後にいろいろと調整をして、まあ広くなりましたから若干そういう面もございますけれども、サービスの低下にならないようにですね、いろいろと配慮もしているところでありまして、そんなに住民の皆さんにですね、大きくその御迷惑かけ、サービスの低下にはなっていないというふうに思っております。町民の方から私自身はそういう声は直接は聞いておりません。

まず最初は、今年から申告会場数に変更になったが、その状況はどうか。送迎バスについての現状はというお尋ねでございますが、申告会場につきましては、合併前、郡内4町の協議に基づき、各自治会単位で実施していた南光・三日月地区を概ね旧小学校単位を基準として、そこに所在する公的な施設で集約して実施するとの方向で調整をされております。今年がその最初の申告でございましたが、実施に当たっては、税務課の職員のみならず、支所職員の応援、各課の税務課経験職員等、都度35人の体制で対応をしております。また、今年から全町パソコン申告を導入をいたしておりますが、申告に携わっている職員からは計算を間違ふ心配もなく、住民の皆様方に御迷惑をおかけしないで安心出来るというふうに聞いております。また、南光・三日月地区におきましては、昨年と比べて申告会場に来られる人が増加をしている現状でございます。これは、今年初めて両地区において申告書を送付したということの影響もあろうかというふうに考えております。また、現在のところ、町で用意した送迎バスの利用は予想していたより少ないという状況でございます。また、今年初めて日曜日の申告相談を行っております。これは、勤務等で平日に申告会場に来られない人たちを対象にしております、その第1回目を2月26日に行いましたが、今まで高齢者の方が本人の代理で来られていた世帯等、今年は本人が直接来場されて、便利になったとの御感想を寄せられております。いろいろと工夫をしております。

次に、高齢化が進む中で、送迎車の運行を考えないかとお尋ねでございますが、必ずしも町が送迎車を運行させなかったからと言って、利用が伴うとはなかなか言えないというふうに思いますけれども、お互い誘い合わせて近所隣の助け合いの中で対応していただければというふうに思っております。送迎車を全部に運行させるということは難しい現状でございます。

次に、旧町の枠に捉われない申告会場とその周知についてのお尋ねであります。今年より町内全域で開始したパソコンによる申告相談の目指すところのひとつには、申告後の事務処理を合理化させるところでございます。つまりは、パソコンによる申告受付は窓口

部分であって、ここで取り込んだデータは、町県民税、国民健康保険税、更には介護保険料等の課税プロセスを簡略化させて、行政事務を効率化させることにより、長い意味で町民の皆さんに行政施策の上で還元できるということでございます。もうひとつは、申告において笹田議員のおっしゃいますように、パソコンの長所を生かした申告体制をとり、住民の利便を図っていくことが出来るというふうに思っております。ただし、今年におきましては、上月・南光・三日月の3地区においては、パソコンによる申告の初年度でありまして、申告をする際、参考となるべき昨年度データは昨年の紙ベースの申告書であり、これは旧町単位でしかありません。来年の申告におきましては源泉徴収表等を確実に持参する等の条件の下で、今年より旧町の区域を越えた申告が出来るであろうし、そのように努めていきたいというふうに考えております。

次は、来年の申告より農業所得標準が使えなくなるので、説明会等は考えているかというこの御質問でございますが、御指摘のとおり来年より農業所得の算出は、実際の資料に基づく収支計算によります。これは県下だけでなく全国的な取組みであると聞いております。今年が最終年となる農業所得標準は、農業をされる方にとっては完全な所得の算出方法として長年馴染みのある制度でございました。それだけに新しい収支による方法の受入に不安を持っておられると考えます。その収支でございますが、一番の方法は直接一人ひとりの申告者に説明するのがよいということで、一昨年の申告より領収書の保管と記帳について、申告時各会場で説明をいたしております。また同時に、申告会場にパンフレットを置いたり、広報にも記事を記載してきております。今後は最終年度を迎え、機会を捉えて一層周知を図っていきたいというふうに考えます。

次に、老年者控除、配偶者控除の廃止に伴う国保税等への影響についての御質問であります。老年者控除は平成16年度の税制改正により、国税は平成17年度より、地方税は平成18年度分からそれぞれ50万円、48万円の控除額が廃止になりました。その影響となる国保税については、経過的措置により税額の算出基礎となる所得から一定額を控除するよう処置が図られると聞いております。また、議員御指摘の配偶者控除とは、上乘せ部分の配偶者特別控除のことを指しておられると思っておりますけれども、これは平成15年度の税制改革により国税、地方税それぞれ38万、33万を限度とした控除額が、国税は平成16年度分から、地方税は平成17年度分より廃止となっております。配偶者特別控除は昭和62年、63年度の税制改革により、専業主婦のいる世帯を念頭に配偶者の貢献を考慮して政策的に設けられたものでございましたが、以降、共稼ぎ、共働き世帯が増える中で、配偶者に二重に配慮することになるとの理由で廃止をされております。なお、そのときに税制上の配慮としてパート収入等が141万円以下であれば配偶者特別控除が受けられる措置は残されております。

最後にご理解を願いたいのは、今、国・県を問わず、おおかたの地方自治体は厳しい財政状況に直面をしているということございまして、控除額がなくなったからといって、例えば町民税を例にとりましても、税収は増えず、むしろ下降している現状であることは御承知のことと思っております。その理由といたしましては、老年者、主婦層の税制上の取扱いだけに限らず、全体では納税人口減少が主な理由でありまして、20代、30代の若者層の所得の伸び悩み等も大きな要因となってきていると思っております。

次に、国民健康保険証の更新手続きについてでございますが、保険証の郵送につきましては、従来は各地域に出向いて更新しておりましたが、件数も約4,200件ありまして、日程的にも無理があるため、郵送の方法をとることとなりました。近隣でも多くの市町が郵送の方法をとっており、住民の方も寒い時期に出向くことなく、交通手段の確保の心配もないので、逆にサービスの向上にはつながると思っております。古い保険証につきましては、特に返還期限は定めておりませんので、本庁や支所に用事で来られるときに返していただ

れば結構ですし、知り合いの方や町の職員にことづけられても結構でございます。今後につきましても、方法については検討したいと思いますが、現状では従来のように集落ごとに実施することは無理だと考えております。郵券料等費用はかかりますけれども、郵送の方法をとってまいりたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2番（笹田鈴香君） 再質問をさせていただきます。送迎車の運行のことですが、会場のことでは鍋島議員が12月議会で質問されたわけですが、この送迎車、利用が少なかったということが、今言われました。ゼロのときもあつたらしんですが、今後この送迎車なんですけど、もし考えるとすれば、今までやっていたひまわりサービスとか、外出支援サービスの中のその旧佐用町の福祉タクシー、こういったものの利用などは検討の中には入っていますか、入りませんか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあそれは、利用される方がね、どのようにその中で判断されて利用されるかということになるかと思えますけどもね。そういう今度考えます外出支援サービスの中には、医療機関等のこの病院通いだけではなくてですね、役場やそういうときにはその手続きとか、そういうことにも当然利用が出来るという規定になっていこうかと思えますから。それはその方の、利用者の判断で使っていただければと思えますけども。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2番（笹田鈴香君） はい。ぜひ、こういうことにも前向きに考えていただきたいと思えます。この今、先ほど言いましたけども、会場がこう三日月とか南光の場合がグッと減っているわけですけども、やはり聞きますと大変だいう声をものすごく多くの方から聞きます。そして、それと同時、同時というか、旧佐用町地区の方からもいろいろ聞くんですが、やはり高齢化によって行くのが大変だと。こういった方もおられるようで、こういった点も踏まえ、安全性の面を考えて、三日月とか南光は会場を減らしたということなんですけども、旧佐用町と上月町においては同じ方法をとられています。そのとられているわけですけども、その安全性ということで何もなかったということなんですけども、私がおの会場で見聞いたんですが、あの、周りを机で囲って、その中に職員がパソコンに向かって相談をされ、その外側に申告者の相談者がおられるわけですが、コードが中ですごくたくさんあるために線が抜けたりとか、そういうこともあったそうです。体制も35人で、今までの方も手伝って、こういった会場に相談に乗られたということなんですけども、そうであれば各集落でも台数が少なくなるわけですから、あまり会場を少なくしなくても、各集落ごとでも出来るんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、この方法をね、実施していくことについて説明の段階でもお話を担当課長の方からもしましたけども、やはりこういうパソコンをコードでつないで、本サーバーにつないでいくという、そういうセットをするのにですね、かなり時間も要します。各小さい会場です、次々とそういう用意をしていくということはなかなか対応が出来ないということですので、そういうその今言う安全性ということについて、今何かコードが抜けたりというような話をされますけども、こういう問題については今後そのひとつの、初めて今年そういう実施をしたところであります。まあ、来年度の実施に向けてですね、また問題点については改善しながら、これから取組んでまいります。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2番（笹田鈴香君） では、その次にお尋ねしたいんですが、パソコンによるために仕事も能率が上がっていいと。それはそれでいいんですが、先ほど言いましたが、旧町に捉われずということで、例えばの例を挙げましたが、樺坂などは江川の文化センターの方が近いわけですね。ここにいらっしゃる中でも御存じない方があるかも知れませんが、上月町の住民ですが、保育園、小学校、中学校も旧佐用町の体制になってるわけで、子どもは江川小学校、江川保育園、で、あの、佐用中学校に通学してるわけですね。ですから、古くというか、それまで子どもをそこにやってない方はちょっと馴染みがないかも知れませんが、このように江川、佐用中学校というふうに子どもを通学させた親などは、あまり違和感なく江川の文化センターへでも行けると思うんですが、その辺はもう一度お尋ねしますが、どのようにお考えですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、答弁もさしていただいていると思うんですけども、その今後ね、パソコンでやっていけば全町的にどこでも申告を向けれるという状態を作っていくわけです。ただ、データがですね、まだ初年度ですから、これまでのデータがちゃんとその中に入っておりません。だから、今後そういうデータを整理していく中で、そういう対応がとれるようになります。今言われる、出来るだけ近い会場に行ける、また、申告についてもですね、日曜日の申告相談日を設けておりますのでね、お年寄りがこれまで来られていた人が、若い人が今度は逆に日曜日に来ていただけるというような、そういう面でのまた配慮もして取組んでおりますので、答弁さしていただいたとおりです。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2番（笹田鈴香君） 次に、お尋ねしますが、農業の方の申告なんですけども、今回各家庭にこの収支計算のしおりが配られました。さっきも言いましたように本当に分かりにくいんですね。現実に前のときから言われてると言いますが、やはり領収書集めてる人が少ないわけで、しかし、これを計算することによって農家の方は、やはり得をすると言ったらおかしいんですが、農業で儲かってる人はもうほとんどないわけで、やはりこれを周知させることによって所得税とかそういったものが違ってくると思うんですが、これ

を周知させるとは言われましたが、方法としては早くしないと、もう来年の申告に使うわけですから、もう1月から肥料とかいろんなものをもう購入されてる方があります。そういった領収書などもちゃんと残す人はいるんですけども、まだまだ知らない人があるんでね、そういった意味での周知をもっと放送などでも通じて、また再度呼びかけるといふか、みんなに知らせていただきたいと思いますが、その辺はどうですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。担当課長、じゃあちょっと答弁してください。

議長（梶原義正君） はい、課長。

税務課長（大橋正毅君） 農業所得標準につきましては、来年の申告から収支ということに変わります。これにつきましては、一昨年の申告会でも、一昨年ですけど説明いうんですか、変わりますよということで、これからは実際に入った金額、それから実際出た金額が必要なんで、それに係わる伝票とか領収書を保管しといてくださいということで説明させていただいております。広報といたしましては、広報誌に掲載した、各町でもそれはやってきていると思います。それから、来年のことになってくるんで、まあ昨年末もそういう説明会ですか、そういうこともということで研修会、説明会ともちょっと話をさせていただいております。とりあえずは、今年の申告で一人ひとりの方によくそれを言ってもらうのが一番ではないかということで、それともう1点は、これもいろんな動きもあるかも分かんと思います。相生の税務協議会の方での情報も、いろんな情報もあるかも分かんと思います。それらがある程度分かった段階で、何らか周知出来る、更にこう分かる方法で周知のことも考えていきたいと、そういうふうに思っております。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2番（笹田鈴香君） あの、たまたまなんですけど、何人ぐらいあったんか分かりませんが、その領収書を集めて持って来た方が今年もあって申告されたそうですが、職員がそれを計算するだけで30分もかかったと言われるんですね。ですから、今周知をどんどんしておかないと、来年度の、今年度になりますね、18年度の、来年の2月に申告するときに、みんな、本人も困りますし、その職員も大変だと思うんで、ぜひそれは周知させていただきたいと思います。それと、申告の用紙を町が所得税、町民税の用紙を配られるんですが、その用紙なんですけど、各家に税務署からも送ってくると思うんですが、結局2通送ってきた家も知ってる人であるんですが、家なんかもそうですが、その相生から来た分は町としては分からないんですか。もし分かるとすれば、町からの出してる確定申告のその用紙は配らない方が、配らない方がいふか、あの、無駄になるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 担当課長。

議長（梶原義正君） はい、課長。

税務課長（大橋正毅君） 私も申告会場で税務署の申告書の方を開けて、いろんなこう一式
いうんですか、重い封筒を開けたりして見ております。税務署から送る分につきましては、
私の知識不足かも分らないんですけど、どの方に送って、どの方に送らないかということ
については分かりません。そういうことで、連絡がとれるようでしたら、今後話し合い
うんですか、そういうことをしてまいりたいと、そういうふう思います。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2番（笹田鈴香君） わずかではあるかも知れませんが、経費節減のためには考えてや
ってください。

その次ですが、国民健康保険証の更新手続きについてですけども、なぜされたかとい
うと、サービス向上になる家もあるわけですけども、今さっき言われましたが、約4,200件
ですか、にこれを速達で出されました。この1通は290円なんですね、1通。それ計算し
ますと、ざっと120万円ぐらいかかるわけなんですけども、その辺経費がかかってもサービス
向上ということで町長はいいと言われたんですけども、その分をほかへ回してサービス向
上ということも考えられると思うんです。その辺はどうお考えですか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 郵券料が別途かかるということですけども、じゃあ今までのと
りですね、各集落に出向いて、それぞれまた会場を持って、そこに手渡していくと、これ
にも当然お金はかかるわけです。だから、それを郵送方法やめてすれば120万円がまる
まる浮くかということでは全くございません。職員の人件費等含め。

町長（庵逄典章君） 職員は余っておりません。それを当然、そういう対応をしてい
くはかかりますので、これは郵券で郵送するというようにしております。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。

2番（笹田鈴香君） それでですね、もしいない家がありますね。こういう不在者の家
にはこういうのが置かれて、いついつ取りに来てくださいうことですけども、行けない
人があります。結局、うまく連絡取れて行ける人はいいんですけども、行けない人が何回も
溜まって、最終的に7日間保存ということらしいんですが、それにも行けなかった場合ね、
結局は役場へ取りに行かないといけないということになるんですけど、その辺はどうで
すか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは手続上、取りに行けなくて、一応郵便局の方で「何日に」ということと言えば、その日に配達をしてくれるわけですから、ですから、その間に当然来られなかったら、それはまたその方については手続上役場に来ていただくという形にはなりますけども、そこまでですね、細かく規定して、そういう制度の中で町が別個の制度を設けるわけにはいきませんから、郵便局の制度の中で今郵送するということをお願いしております。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笹田君。もう1分。

2番（笹田鈴香君） ほかの方がたくさんしゃべられたから、その分プラスしてください。先ほど言いましたちょっと前後しますけども、290円で百何ほで、それだけ全部浮かいうたら、それは分かってるんですが、そこを言われるんだったらどれぐらい差引で、どっちが得かということも答えていただきたいと思います。そういう声も住民から聞いているんです。こんなことしてどんだけ浮かから、その分が住民サービスに回せるかというね、そこを聞いてほしいという声もありますので、今答えられなかったら予算委員会のときでもいいですから、答えてください。それと、今までどおりの更新方法をぜひしてほしいと思うんですが、結局10月にも1回しました。なぜ、今の時期になったかというのを最後に聞かせてください。理由があると思うんですが。

議長（梶原義正君） それじゃああの、簡単に答えてください。

町長（庵逄典章君） 担当課長。

住民課長（山口良一君） 通常ですと11月に更新しますけども、今回特例としてですね、合併による保険証の更新ということで、また11月にもあります。

議長（梶原義正君） 以上で笹田鈴香君の発言は終わりました。続いて、12番、目黒有博君。

〔目黒君「はい」と呼ぶ〕

〔目黒君 登壇〕

35番（目黒有博君） 35番議席、日本共産党の目黒です。佐用郡内の駅にスロープ、昇降機の整備及び消防署にエレベーターの整備について。

現在、佐用駅は1日200名くらいの乗客の乗り降りがあると聞いております。車椅子の人が利用する場合、昇降機がなく、1人ではとても乗り降りが出来ない。駅員も1人しかなく、対応が出来ないようです。随時、役場の人々が駆け寄り、対応を取っている状況です。車椅子によっては電動などかなり重く、4人がかりでも危険を伴うときがあると思われまます。JR側は裏側にスロープがついてますが、智頭線にはついてません。新町まちづくり計画においても、鉄道利用の利便性を確保するとあります。今後、姫新線の高速化にもなるわけですから、一層利用者が多くなると見込まれます。利用者の安全、利便性の確保を考えますと、早急にスロープ、昇降機が必要かと思っております。現在、スロープがついてない

駅は、智頭線では佐用駅、久崎駅、石井駅です。JRでは三日月駅下りです。順次計画が必要かと思えます。また、佐用駅前に障害者用の駐車場のスペースがありませんので、設置するべきだと思います。

次に、消防署にエレベーターの整備。平成16年度の利用状況は、消防年報によりますと、延べ411回、9,630人で、郡民の44パーセントの方が利用されています。町民の方の声を聞きますと、階段がきつく、上り下りが大変という声を聞きます。事実、寸法を測ってみますと、現寸法は180ミリ、踏み面は290ミリで、しかもきあげを7ミリとり、踏み面の確保をしている状況です。また、上るときにはかかとがはみ出ます。上から見ますと、踏み面は260ぐらいしかなく、下りるのに恐怖を感じます。ハートビル法では、蹴込み寸法は160ミリ以下、踏み面は300ミリ以上となっています。公共の建物でありながらエレベーターもなく、車椅子の利用者は不便を感じています。利用者の利便性、安全確保を考えるならば、当然エレベーターは必要不可欠かと思えます。

佐用郡の窓口ともなる佐用駅やその他駅舎、官公庁舎など、早急に整備する必用があると思われまふ。町長は障害者、高齢者のバリアフリーというのをどのように考えておるのか、町長の見解を問う。よろしくお願ひします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、議長。それでは、目黒議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

生活のしやすいバリアフリー化がされた社会環境づくりという指針について、平成5年に施行された兵庫県の福祉のまちづくり条例に基づくものでございます。この条例では、今後建設される施設を利用目的別に分離して、そういう対策を施した整備をするよう、基準が規定をされております。御指摘の新佐用町内には、JR姫新線の駅が4箇所、智頭急行線の駅が重複の佐用駅を含めて4箇所存在してありますが、いずれもエレベーターやスロープ、リフトが設けられておりません。現状ではスロープの設置をしてある上月駅と、智頭急行線の平福駅、また、片側の単線扱いとなっている徳久駅以外は、現実的には車椅子の利用については、非常に利用しづらい状況になっていることは、よく認識しております。しかしまあ、すべての駅にですね、段差の解消、エレベーター等の設置が望まれておりますけれども、現在の駅舎のまたプラットフォームの状況を見ますと、線路高との関係で、非常に設置については困難な状況にございます。設備をつけるにしても、簡単に設置が出来る状態ではありませんし、非常にまあ多額の費用、そして、JR、また智頭急行においてもですね、基本的にこの設置要綱としては1日乗客5,000人という1つの規定がございます。そういう中で、JRまた智頭急行にすべてを求めるということはなかなか出来ない状況であります。今後ですね、鉄道の改良計画、高速化計画もございましてけれども、なかなか駅舎の現在の状況をですね、変えるとなると、線路のプラットフォームの状況から全部変えていかなきゃいけないというような状況にありまして、実際、そういう改良工事、設置、エレベーターやリフトをつける、設置状況というのは難しいという観点からですね、やはりハード面に対応することだけでは難しいということで、やはりソフト面、駅においては、駅の駅員、そして、それでは当然足りませんので役場職員、これも含めて応援をちゃんとするという形で対応をさせていただきます。今後こういう施設の改良について、当然要望もし、また町としても考え、取組んでいかなきゃならないと思っておりますけれども、なかなかすぐ出来ない間においてですね、やはり地域社会としては、そういうみんなの助け合いの中でこのバリアフリー化をしていく、ハード面だけではない形で対応していく、このことも必要ではないかというふうに思っております。

消防署のエレベーターの整備についてでございますけども、この点についても当然そういうエレベーターの設置があればいいなというふうには思っております。しかしまあ、この点についてもですね、相当の費用もかかります。今後、そういう財政的なものを確保も図りながらですね、こういう問題についても取組んでまいりたいと思っておりますけれども、当面はこの施設も消防職員がですね、常に勤務をしております。そういう方の御利用の場合には、職員がそういうきちと介助をする対応も出来るようにということでしておりますので、当面はそういう形で対応させていただきたいと思っております。

それから、佐用駅に障害者用の駐車場の設置という御質問でございますけれども、まあ見ていただいて分かりますように、現在のJR佐用駅前というのは、非常にスペースが狭い状況でございます。一部に駅利用者の送迎のための乗降スペースという形でありまして、今後ですね、その中に長く停められてしまっているというような状況もありますので、障害者の乗降スペースの確保等については、そういう設置、これは検討してまいりたいと思っておりますけれども、駐車場についてはですね、ここに駐車場を設けるといのは、なかなかスペースの関係で出来ないと思います。これについては、この役場のね、駐車場、スペースというものを活用いただけるようにというふうを考えております。

以上、この場での答弁といたします。

〔目黒君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、目黒君。

35番（目黒有博君） 助け合いの精神でやっていくというのは非常にいいことだと思うんですけども、まずあの、日祭日のときは職員がいないわけですが、そういうときはどうされてるんですか。駅の、もし日祭日に障害者が来た場合にとか、対応とかは。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、当然ね、こういう障害者の方が利用される場合に、駅の方に通知がありまして、各駅で対応するようになってるんですね。駅員が対応出来ない場合に、役場の方に連絡が入りまして、それに対して日直なり、また職員がその時間、ちゃんと待って一緒に対応ができるように、それは連絡を取り合うように規定がなっております。

〔目黒君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、目黒君。

35番（目黒有博君） あのまあ、役場の職員が対応してるんですけども、例えばその他の人が車椅子によっては、かなり重い、電動などはかなり重くてですね、4人でないと対応出来ない。そしたらあの、役場の職員はどうしても4人行かなきゃいけない。その場に来た町民の方たちっていうのは、もし誰もいなかったら、非常にこう対応が出来ないというような状況も生まれるんじゃないかという、町民へのサービスっていう観点から見れば、それはやっぱりきちんと駅舎を整備してですね、やっていかなきゃいけないんじゃないかっていうふうに思いますけども。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いろいろなねえ、そういう状況を想定しますと、なかなかそういう人的なだけでも対応出来ない部分もあると思います。ですから、それをきちっと目黒議員指摘のように整備するというのが一番いいということも、私もよく分かってます。ただ、それにはですね、現在の佐用の今、智頭急行なりJRの姫新線の駅舎の状況、これを変えとなると、それこそ数億の予算ではなかなか出来ないぐらいな予算になってきます。智頭急行の今のプラットホームも一番東の端に階段があります。あの通路からですね、エレベーターを上げるといっても、プラットホームの場所から変えていかないと上げられませんし、また、プラットホームの幅そのものもですね、非常に狭い。そこにエレベーターをつけるというのはなかなか実際技術上困難です。プラットホームの幅も広げなきゃいけないとか。非常にですね、そこを渡っていくのに、線路を横切っていくのに、そのまま横切っていくんでは、非常にまた危険であります。そういうですね、実際にやろうとすれば、非常に難しい、そして、それをすべて技術的に解決していこうとすれば、ものすごいお金がかかるとということも、これも考えていかないと、なかなか、やればいから、だから絶対と言われても、それが実際そういう状況であるということも御理解いただきたいというふうに思っております。

〔目黒君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、目黒君。

35番（目黒有博君） あの、お金がかかるというのは、確かに全部、まあエレベーターは別にしてもリフトみたいなのもっとお金がかからんで出来るじゃないかっていうふうに思うんですけども、例えばもう大原駅などでは、上下線リフトがついてるんですけども、それは車椅子なんかは乗れるようにちゃんと対応出来るんですが、そういう値段はちょっと今分からないんですが、そういうふうなことを参考にして、智頭線の方の幅が広い方に関して言えば出来るんじゃないかっていうふうには出来ませんか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、そのリフトというですね、簡易な方法というのでも設置してるところもあるんですけども、なかなかこれも実際利用する上で、難しい危険な場合、危険が伴うと。それから、今言われる電動の大きなとかいうなかなかそういう対応をしていくということになると、これも1人では使えない、やはりまたそのリフトをつける幅とかね、そういうものもいります。そういうことで以前にもそういう問題については、ある程度当然検討もしておりますけども、技術的に非常にまあ十分に利用出来るようなものにするには難しい状況であるということも答弁させていただきます。

議長（梶原義正君） よろしいか。

〔目黒君「それともう1点」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、目黒君。

35 番（目黒有博君） もう1つですね、あの、前回議会で町長は高速の車両を投入するというふうなことを言われてましたよね、姫新線で。そのときに、ついでにその駅舎整備というふうなことにはいかないわけですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、高速化をして、ディーゼル化をするだけでもですね、今全体予算が60億という事業費の中でこれから進めていこうということです。ですからまあ、その車両を入れたりですね、新しい車両等なんかについては、当然プラットホームとの間をね、高さを調整したり、そのまま乗れるようにとかね、車椅子なんか乗れるというようなものは当然設計の中で考えていけますけども、今言われる指摘の問題、階段の解消、エレベーターとかリフト、この問題についてはまた技術的に今言う全く別の問題です。それから、その予算的な問題についても、この問題については町がかなりの分を対応していかないと、今の国のJR等のあれから見ますとね、非常にまあ乗客の少ない中で、そういう設置が必要な箇所というのは全国にもう何千とあるわけですね。まあ、現在出来てるのは竜野駅でさえ、まだそれが出来てないような状況の中でね、要望はしていきますけども、それがすぐにほんならすぐに受入れられるかといったら、それはなかなか難しいというのが現実です。

〔目黒君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、目黒君。

35 番（目黒有博君） まあ、なかなか難しいということなので、要望していただけるということなので、まあそれはお願いしたいと思います。

それとですね、あの、これから姫新線の高速に伴ってですが、利用客を増やすという観点で、どのようなふうに町民の方々に広めていこうとされてるのか、その1点だけちょっとお聞き、お願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今回の質問の通告の内容ではないと思うんですけども。利用客のこれからの増やす方法、この点についてはですね、やっぱり利用者が便利にしていかなきゃ利用者額が増えないと。そういう中で、駅まではどうしても今の時代、車で来られます。ですからまあ、各駅のね、車で直接まあ例えば姫路まで通勤するのではなくって、三日月駅なり徳久駅なり佐用駅なり、それぞれがそこまで車で来て、そこからまあ乗り換えて行くと。そのためには駐車場等の整備と、そういうことも必要ですし、また、住民の皆さんにね、やはり環境問題も含めてこの姫新線なりを利用していこうというね、やっぱりみんなが思いを持ってもらうということ。両面が必要ではないかというふうに思います。

〔目黒君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、目黒君。

35 番（目黒有博君） それでは、次にですね、あの、消防署のエレベーターの件につい

てお聞きしたいんですけども、コミュニティ防災センター増築されたのは平成 10 年なんですけども、そのときには町長は就任されてましたでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町長にはなっておりません。助役ではございました。

〔目黒君「ああ、そうですか。はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、目黒君。

35 番（目黒有博君） その今の階段なんですけども、この今、旧佐用町の「佐用町の健やかな社会づくりのためのまちづくり整備指針要綱」っていうのがあって、これはその当時のものだと思いますが、この当時から見ると、ここの別表第 3 の階段のところなんですけど、そこでは「段鼻を突き出さないように配慮したものとする」というふうにあるんですけど、現在の階段っていうのは、先ほども言いましたけども、蹴込みのところ斜めにこうとってるわけですね。だから非常に上から見ると危険が、危ないっていう感じに見えるわけなんですけど。だから、踏み面が上から見ると非常に狭く感じますね。だから、その辺のところでのこの要綱から見たところでは、その当時っていうのは、これはきっちりこのとおりにはしてなかったんじゃないかっていうのがあると思いますが、その辺のところではどうでしょうか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、建物は古い建物があって、それに増築という形で改築がされたということだというふうに記憶しておりまして、今言われます階段の構造、確かに蹴込みを逆にあると上るのは上りやすいですよ。踏み面の面積を、幅をたくさんとれるということもあります。ただまあ、私も上ってみてですね、どうしても階高が非常に高いもんですから、普通の 2 階の高さじゃなくって、高い階段のところに階段をつけたということで、若干まあその辺の設計上の苦労があったかなというふうに思いますけども。そういう条例に基づいてという意味で、そこんところ消防署の施設ということですね、まああの、その条例にすべて遵守したという形にはなっていないのかも知れません。その辺のどういういきさつでそういう設計がされたのか、私にはちょっと定かではございません。

〔目黒君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、目黒君。

35 番（目黒有博君） まああの、この階段確かに上り下りすると、上から見るとやっぱり非常にこう危ない感じがしてですね、やっぱり高齢者っていうのは特にこう下りるときに不便を感じておるわけですね。そういう意味から言うてもやっぱり、その当時エレベーターをどうしてつけなかったのかっていうのが非常に問題なところなわけなんですけど、その辺のところは、町長、今「助役でした」と言いましたけども、その辺のところではどのよ

うにこう認識されてますか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、当時ですね、まだやはりエレベーターがあるところってというのは、そんなに一般的、こういう施設でね、なかった分もあると思います。私は旧役場、佐用町の役場もこの合併に伴って改修するときに設置したということでありました。構造上もですね、先ほど言いましたように、これ古い建物の上に増築をしていくという形をとっておりますし、元々ここのコミュニティスペースとして造ったわけですが、消防署という形で、ほとんどまあ公共的な会議等に使われるという、大半がですね、役場関係とか消防署関係で使われるんだらうというふうに考えられたのかも知れません。ですから、まあ、今から計画するにしてもですね、非常にまあエレベーター等をつけにくい状況です。元々そういう1つの物として最初から計画をされておられませんので、古い建物の上に乗せてるというような状態になっておりますのでね。そういう点からも非常にまあ、構造的にも難しかったのかなということも思います。

議長（梶原義正君） よろしいか。

〔目黒君「いや、はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

35番（目黒有博君） エレベーターはまず無理だというふうにおっしゃったわけですが、じゃあ、リフトも無理ですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いえいえ、ですから、私はまあ、今のね、消防署のコミュニティ施設、これから利用についてまだまだたくさんこう利用がされると、その利用者も不特定多数で非常に多いということになってきますとね、いろいろと工夫をして、そういうエレベーターについても、これも検討はしていかなきゃいけない課題だなということは思っております。ですから、あの、全く出来ないということではない。私もまだどういうふうだね、すれば、うまく出来るかどうか分かりません。検討しないと。しかしまあ、そういうことについての検討はね、やはりこれからはしていかなきゃいけないなとは思っております。

〔目黒君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、目黒君。

35番（目黒有博君） 検討していただけるということなので、これから協働のまちづくりを進めていく上でですね、誰もが住みよく、使いやすい、ユニバーサルデザインの考え方に即した取り組みの指導をぜひお願いしたいと思います。以上です。

議長（梶原義正君） 以上で、目黒有博君の質問は終わりました。

ここでお諮りいたします。あと13名の方の質問が残っておりますが、相当お疲れの様

子も見えますので、本日はこれで終了いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。したがって、これにて本日の日程は終了いたします。次の本会議は、明3月7日、午前10時より再開いたします。本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 4時05分 散会
